第壹卷 第貳號

（明治四十四年七月十八日第三種郵便物認可）
（明治四十四年八月一日納本）（每月一回一日發行）

THE PURITY

廓清

東京 廓清會發兌

當る九月より毎月發行。賣價は一部金貳拾錢。內容益豐富、妙篇佳什を蒐む。

"Life and Light"

Issued Monthly, 20 Sen per Copy.

Editorial Staff : Pres. J. NARUSE.
Dr. I. NITOBE, Dr. K. UKITA.

It has been long our wish to publish a English Magazine chiefly for Higher Student of English that they may take advantage in reading practical English of Magazine. The Magazine, which has been published for that purpose, practically edited by eminent writers of English, and contributed by many English and American authors as well as Japanese. Also it has many rooms for extract from English Papers, Magazines and books, on Education, Religion, Science, Biography, History, Literature, Philosophy, &c. It will be very nice for Japanese Student.

英文月刊 ライフ、アンド ライト

編輯局 成瀨仁藏 新渡戸稻造 浮田和民

一部二十錢 郵稅一錢
一年分 貳圓拾錢

高等なる英語學生の爲めに、實用的英語を讀むの習慣を養はしめんが爲、本誌は發刊せられたるなり。本誌は有名なる英文家によりて編輯せられ、又著名の英米紳士と日本大家の寄書を有す。且英米諸雜誌等よりの拔萃轉載は教育、宗教、哲學、文學、科學に亘りて頗る我邦學生の爲に有益なり。

發兌

東京京橋尾張町
振替東京五五三

警醒社書店

本郷春木町二丁目廿二

同 支店

著者	書名	定價	郵稅
エッダア博士著 星野[illegible]譯	自然觀	三十錢	四錢
内村鑑三著	宗教と文學	十六錢	四錢
座古愛子著	伏屋の曙	四十錢	六錢
永島忠重著	蕃山拾葉	三十五錢	四錢
酒井勝軍著	教育と音樂	三十五錢	四錢
ヘッ女史譯	フレーベル 人の教育	一圓五十錢	十二錢
成瀬正弘著	西洋古今 名訓逸話集	四十錢	六錢
紫園山人譯	少女日記 忘れな草	四十錢	六錢
山路愛山著	小品文集 第一 第二	各廿五錢	四錢
徳富健次郎著	黑潮	改版中	
徳富健次郎著	順禮紀行	五十錢	八錢
大宮季貞編	良寛和歌集	四十錢	六錢
内村鑑三著	英和對照 愛吟	十五錢	二錢
内村達三郎譯	トロイの歌	廿五錢	四錢
大西博士遺稿	論文及歌集	二圓	十二錢
エリオット女史著 松本雲舟譯	小説 アダム、ビ井ド	五十錢	六錢
ドクトル有田九皐著	自然と健康	特價七十錢	八錢

發兌 東京京橋尾張町 振替東京五五三 警醒社書店 本郷春木町二丁目廿二 同支店

廓清會發起人

兼 評議員

伯爵 大隈重信
井深梶之助
井深花子
服部綾雄
林歌子
本多庸一
本多貞子
德富久子
嘉悅孝子
高崎介藏
綱島佳吉
根本正
植村正久
浮田和民
小田川愛子
山室軍平
矢吹幸太郎
山田彌十郎
山本邦之助
山室機惠子
矢島楫子
山脇房子
松村介石
益富政助
福永文之助
福島四郎
小崎弘道
平岩愃保
江原素六
寺尾愛子
安藤太郎
安部磯雄
湯淺治郎
三輪田元道
宮田修
三並良
島田三郎
島田信子
島貫兵太夫
日向輝武
日向きむ子
廣岡淺子
角倉賀道
元田作之進

廓清會本部役員

顧問 伯爵 大隈重信
會長 島田三郎
副會長 矢島楫子
同 安部磯雄
會計 山本邦之助
理事 矢吹幸太郎
同 山田彌十郎
同 益富政助
同 小崎千代子
同 島貫兵太夫

（いろは順）

起てよ!!憂世愛國の士起てよ!!此人道のために起せる軍隊の大運動に馳せ參せよ!!!

廓清　第一巻第二號　目次

奮へよ!! 正義博愛の人 奮つてこの人身賣買の蠻風を廓清せんがために勇戰せよ!!!

"THE PURITY."

Vol. I. No. 2.

THE CONTENTS.

廓清會會則

第一條　本會は廓清會と稱す

第二條　本會は本部を東京市神田區美土代町三丁目三番地東京基督教青年會館內に置き、追て支部を各地に設く

第三條　本會の目的は公娼制度を廢止し推して男女間に貞潔の德操を進むるにあり

第四條　本會は其目的を達せんが爲に左の事業を爲す

（一）　毎月一回『廓清』と題する雜誌を發行すること

（二）　時々適當の出版をなすこと

（三）　公開演說會を開催すること

（四）　帝國議會に公娼廢止の請願をなすこと

（五）　當局官廳に公娼廢止の建白をなすこと

（六）　公娼廢止の善後策を攻究すること

（七）　娼妓其他醜業婦の救濟

第五條　本會に調查部を設け左の事項を調查研究す

（一）　公娼に對する現代思想の研究

（二）　遊廓其他花柳界の調查

（イ）　婦女誘拐及び誘拐者

（ロ）　醜業婦口入業者

（ハ）　貸座敷業者及び其雇人

（ニ）　娼妓の出身現狀及び成行

（三）　公娼制度と法規との關係調查

（四）　公娼制度と衛生との關係調查

（五）　公娼制度と風紀との關係調查

（六）　公娼制度と教育との關係調查

（七）　公娼制度と經濟との關係調查

（八）　公娼制度と公權との關係調查

（九）　外國人たる醜業婦の狀態調查

（十）　外國に於る日本醜業婦の調查

（十一）　內外醜業婦の沿革調查

（十二）　藝妓酌婦其他類似の稼業者に關する調查

（十三）　不正結婚及び、[illegible]等に關する調查

（十四）　婦人問題、貞操問題に對する現代思想の研究

第六條　本會は本會の趣旨を贊成する男女を以て組織す

第七條　本會に左の役員を置く、役員は總會に於て之を選擧す

會長　壹名
副會長　貳名
理事　五名
會計　壹名
書記　若干名

第八條　會長は會務を統理し、副會長は會長を補佐し且つ必要の場合は之が代理をなす

理事は本會の實務を執り、會計は本會の會計を掌る、書記は本會の記錄及雜誌編輯の事務を擔任す

第九條　本會に調查委員若干名を置き第五條の調查をなす、委員は會長之を推薦す

第十條　本會に評議員若干名を置く、評議員は總會に於て之を推薦し、本會に對して必要なる助力を與ふ

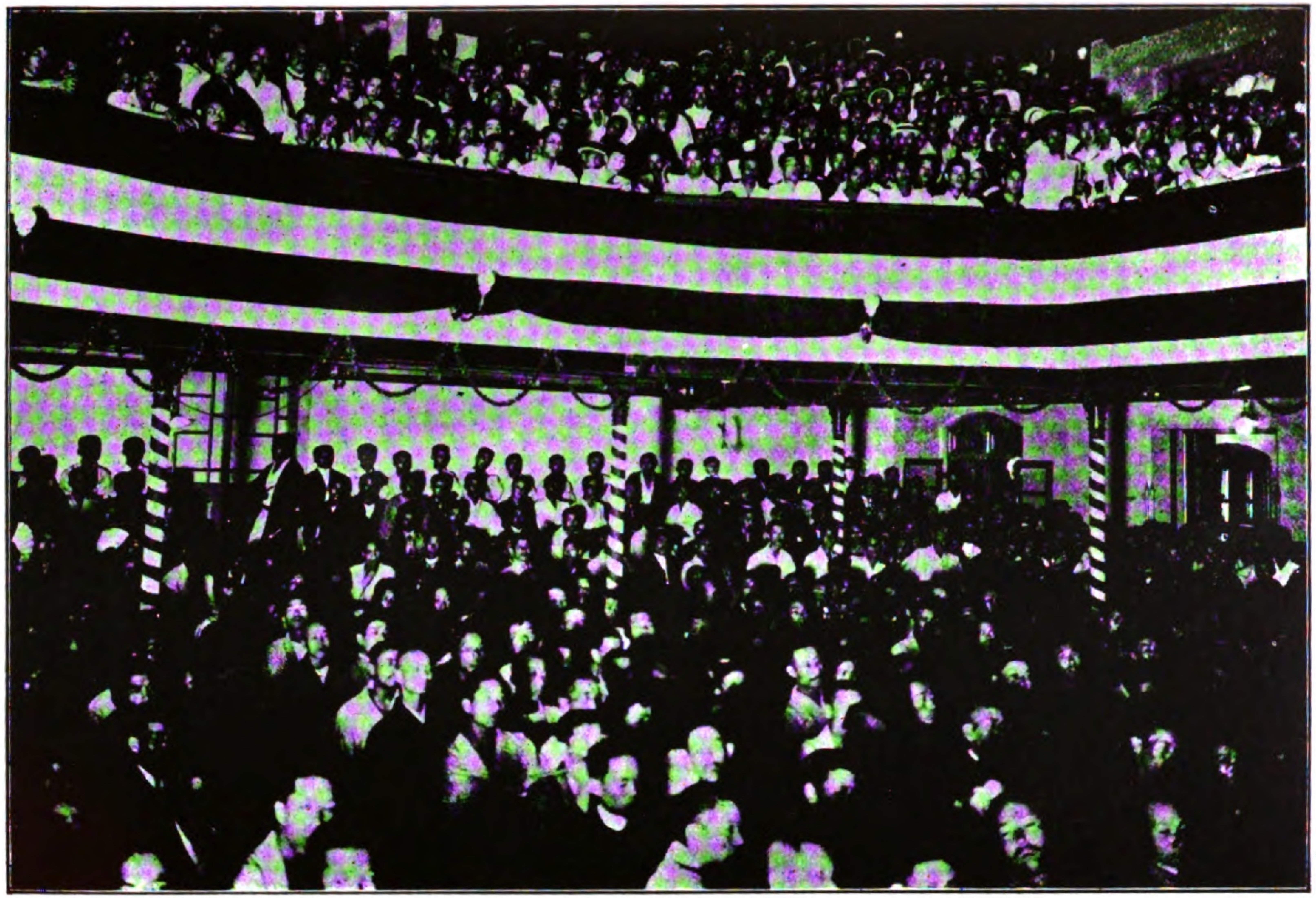
第十一條　本會に顧問を置く　顧問は總會に於て之を推薦す

第十二條　本會に入會せんと欲するものは原籍、現住所、職業氏名、年齡を記し本部に申込むべし

第十三條　會員は會費を要せず　但し會員にして機關雜誌を購讀せんとする者は一ケ月金拾錢宛を拂込むべし

第十四條　本會に要する費用は寄附金を以て之に充つ

第十五條　總會は毎年五月之を開き事務報告其他會務を議す但し必要の場合は臨時總會を開く事あるべし　（完）



廓清會發會大演說會々場の一部 (聽衆雲霞の如く押寄す)



廓清會趣意書

維新の事業は政治の改革なりと雖も、其影響の及ぶ所甚廣し。先づ社會の組織を一變し、尋で人心の束縛を解きたり。其内に起れる進動は著々封建の遺制を打壞せんとするに際し、世界的外來の勢力は、此機運を助け、内外相應じて此に一大急潮を起せり。過去四十餘年、大小の變化と各方面の改革とは、皆此進動の影響に外ならず。

此年間に顯現したる各種の改革極めて目覺ましきものありと雖も、顧みるに不紀律の痕迹甚多し。是れ其年月の不足なるによれり。國内に起りたるものは政治的改革

にして、思想涵養の顯現にあらざるによれり。外來の勢力、變化を思想に與へたりと雖も、要するに少數先覺の間に限られて、一般の人心に普洽せざるによれり。奴隸の遺制儼として今日に存し、世之を怪まざるが如きは、是豈文化の不進社會の不紀律なる一適例にあらずして何ぞ。

明治の初年種族の區別を打破して、國民平等の主義を公示し、其餘勢の及ぶ所久く慣習の囚虜たりし、所謂穢多の階級を廢止して、千古の束縛を解きたるは快心の事なりき。爾來四十年の今日、婦女を賣買して之を奴隸とし、彼等に賣淫を强行し、此組織を公認して、其制度を繼續せり。嘗てペリユーの奴船を差押へたる事件より、內顧反省して、娼妓を解放したりと雖、其改革は外部の變化に止まりて、內容は殆と舊時の狀態を繼續す。是れ豈人權を尊重する憲政の下に、依然奴制を公認するものにあらずや。而して世上一般に平然看過して、之を不論に置くのみならず、其否認者を斥けて、迂腐の論者と爲し、其制度廢止を以て不可能事と爲す。是れ舊慣に其耳目を蔽遮せられて、事實の眞相を看取せず、觀察疎濶にして、問題の要點を把捉せざるによれり。

抑社會の改善に兩樣の徑路あり。人心の奧底より一新し、善を好みて之を行ひ、惡

を疾みて之を避くるは、内發の改進にして、根本の釐革なり。是れ政治制度の達せざる領域にして、宗教教育の力獨之を能くすべし。然れども外觀に現はるゝものに至りては、政治制度の力其勢を制して、其害の瀰漫を防止するを得。奴隷廢止の如き阿片禁絶の如きは其適例にして、人の行爲を外部より制止し、漸次に心内に其感化を及ぼす者なり。且之によりて新に悪に感染するを遏むるの力甚大なることは切に之を思はざる可からず。

公娼廢止は制度上の改善なり、爲政者の決心能く之を斷行するを得べく、之によりて良好の影響を社會に與へ、又推して人心の改進を裨くべし。是れ目前事實の問題にして、空想の談理にあらず。

公娼は婦女自ら墮落して此に至るもの無きにあらずと雖も、是れ比較的少數にして、彼等の多數は其無智より來る。身を賣りて尊屬の親を救はんと企て、是れを以て犧牲の行事と爲す。此の如き古來の謬想に胚胎し、強者が弱者の人權を蹂躪し、婦女を物視して之を賣買するの蠻習に外ならず。是れ私娼が自ら墮落して自ら其貞操を賣ると相異なる所なり。且彼等自ら改悛して正業に轉ぜんとするも、其自由を得ずして意に反するの淫行を繼續す、是亦私娼と其狀態を異にする者。而して國家之を

公認して所謂廓制を維持し、貸座敷業者を他の一般の職業と同視し、醜業より税を徴して之を保護するの結果、貸座敷主人は其不義に得たる富力によりて、其醜位地を掩飾し、得々として社會に飛揚し、甚きは公職を帯びて良民を代表するに至る。論者或は此事實の成跡を尤むるも、是れ公娼制度必然の結果にして、原因に一大誤想を有す、此醜陋の事實を現すは毫も怪むに足らざる也。公娼の制度は昭代の一大汚點なるが故に、斷じて之を廢絶せざる可からず。然れども是れ制度に屬する外的改革の主張のみ。内的進修は別に許多の努力を要す。外的作用内的進修相待て而る後風紀廓清するを得べし。疾を療せんとする者は、内治外療兩ながら廢す可からず。公娼廢止は風紀廓清の外科的一方法のみ。更に進みて男女貞潔の徳操を奬めんとするは本會の目的にして、是れ宗教教育法律政治等各般の勢力の援を求め、又學術的調査を要する所以なり。其終極の目的は各個多年の努力によりて之を達するを期せんとす。

明治四十四年七月八日

東京に於て

發起人

論議

公人と公德

本會顧問　伯爵　大隈重信

本日廓清會の發會式に際して、余も亦發企人の一人として自ら出席し、此問題に對する予の意見を述べ更に該問題に關聯する社會の良心を覺醒せんと欲し、豫て本日の速に來らんことを待ちつゝありし次第なりしに、不幸にして二週間前より咽喉病に罹り、其が爲青山博士より公開の演説を禁せらる、是余の頗る遺憾とする所なれども、亦已むを得ざるなり。然りと雖も此祝すべき集會に於て默して止まんは更に遺憾の至りなれば、茲に聊か該問題に對する余の意見の一端を披攊して來會諸君の公明正大なる批判を請はんと欲す。劈頭に於て余は宣言す、余は公娼廢止論者なることを。而して之が理由の一端は雜誌廓清第一號に於て發表し置けり。敢て諸君の一讀を煩はす。然れども該問題の關係する處豈風紀道德にのみ止まらんや、政治、法律、敎育、家庭、衛生の各方面に大なる關係を有す。故に余は今後機會ある毎に其意見を公にせんと欲す。然も今は只公人と公德に關する意見を述ぶるに止めん。

（一）之れ天下の怪事に非ずして何ぞ

抑も國體の如何を問はず、凡そ文明を最も有効に活用せんと欲せば、必ずや公德の發達之に伴はざるべか

らず。然り而して凡そ公德は普通の常人と、公人とは全く其標準を異にするものにして、例へば普通の常人の犯せる不道德は私德を以て論ぜらるゝものも、公人が之を犯せる場合は私德も亦公德を以て論ぜざるべからざる也。換言すれば公人に私德なるものなし。かるが故に若し公人たる者にして世の所謂公德を犯したるものありとすれば、之れ所謂二罪俱發の責を免る能はざるなり。

今夫れ男女間の德操に關して是を見んに、之を露骨に言へば、事、猥褻に亘るの虞あるが故に、今は之を避けて敢て言はざれども、凡そ風俗の良否が主として男女の關係に胚胎することは何人も之を承諾する處なるべし。而して男女關係に於ける私人の罪惡は私行私德に屬すべきも、公人の其は事私行に關すと雖も而かも之を論ずるに公德を以てせざるべからざるは前陳の如し。思ふに官吏は勿論、帝國議會議員、府縣會議員市長村長及び議員より辯護士敎員宗敎家、其他の公職を有する人々の風俗に關する罪は決して之を私德上の小問題として看過する能はず。蓋し社會風敎の頹廢は職として之等公人の不謹愼なる行狀に基くものにして所謂上の好む所下之より甚しき者あるに至るは覩易きの理なり。然るに怪むべし、宰相大臣、貴衆兩院議員其他の公職にある人々にして、平然として所謂待合料理店に出入し、剩さへ國家の大政を議するにも動もすれば斯くの如き醜褻なる場所に於てするあり。之れ天下の怪事にあらずして何ぞ。試みに見よ、今日の所謂藝妓なる者は名を藝を鬻ぐに在りとなせども、其實を見るに其多くは陰々裏に猥褻なる業を營みつゝある者にして、殆んど娼妓と撰む所なきは何人も之を否定する能はざるべし。待合とは何ぞや。名は單に人の來るを待ち合はするの義なれども、其實は一種の妓樓に外ならざるは之れ公然の秘密に非ずや。然るに今の公人たる者斯の如き醜穢なる魔窟に出入し醜として毫も之を耻づるを知らざるが如きは抑も何の心ぞや。今日我國の風紀日々に紊れ、道德益々衰へ、殊に人倫の根本たる男女間の德操愈々頹廢せんとしつゝあるもの、蓋し

如上公人の私德否公德を破り、人倫の根底を覆へして省みざるの大罪に起因せずんばあらず。蓋し一個私人の醜行は其害の及ぶ所其人及び之が關係者に止まれども、公人が公德を蹂躙するに至りては實に社會の美風良俗を破壞する事之より大なるはなく、其禍害の波及する所計るべからざるものあり。

（二）德教は目より入りて耳より入らず

凡そ人の性、其感化を受くるもの、其聞く所の言語によらずして、却つて其日常目睹する所の行爲によりて感化せらる。福澤翁の所謂德教は目より入りて耳より入らずと曰へるもの、能く世事に通せるもの丶言なり。故に古人は國を治めんと欲するものは先づ其家を齊へ、其家を齊へんと欲するものは先づ其身を修め、其身を修めんと欲するものは先づ其心を正しうす、と云へり。此故に苟くも經世濟民に志あるものは先づ深く自己の行爲行動を愼み、自ら範を世に示さざるべからず、然らずんば如何に口を酸くして仁義道德を説き或は忠信孝悌を論ぜんも遂に夫れ何の用ぞ。

今彼の戊申詔書の如き、當局者は頻りに其聖旨の存する所を説き明し、之に依つて醇厚の俗を起さんとするも、上に立つ所の公人たるものにして毫も其品性行爲を愼まず、到底他の摸範とするに足らざるのみか、却つて自ら風敎を紊るの行をなして靦として耻づるを知らずんば、焉んぞ其効を收むることを得んや。

孔子曰く、學んで而して時に之を習ふと。即ち學んで而して直ちに之を躬に行ふ、之れ聖賢の道也。然るに今の世の人學ぶのみにて習はず、徒らに聖賢の口調を眞似るに過ぎず。斯くの如くんば其說く所の仁義道德も、忠君愛國も畢竟之れ政畧なり、僞善なり、世を詐る也、民を欺く也。

（三）何を以て道聽途說に對し辯解をなすや

更に又他の一面を見るに風教を紊るもの啻に男女間の非倫汚行に止まらず、官吏公職にして賄賂を收受して公事を左右するは罪の最も大なるもの、一なり、古來聖賢は之を蛇蝎の如くに忌み、之を戒めて至らざる所なし。若し之を詳言すれば警察官の威信にも關する者あるべければ予は之を言はず、然かも默すべからざるは嚴然たる國家の法律命令が彼の遊廓內に於て實行せられざること也。嗚呼之れ何の故ぞや、說をなす者あり之れ警察官と彼等醜業者との間に種々の惡德の行はれつゝあるが故也と。余は切に此風評の眞ならざるを祈る。然れども、今日の如く法は死し、令は行はれず弱者の人權は蹂躙されて毫も省みられざるに於ては、斯かる道聽途說に對しても、恐らく辯解の辭なかるべし。

（四）リンコルンの意氣精神を學ばしめよ

是の時に當りて、天下有志の者、相謀り、廓淸會なる者を起し、以て該問題永遠の解決を圖らんとす。而して予輩も亦其發起人の一人たるの榮を得たるは、余の欣喜に堪えざる處なり。米國大統領リンコルンは、建國の始祖ワシントンにも劣らざるの人傑たりしが、彼は奴隷制度を以て實に人類の大罪惡なりとなし、之が廢止のために奮鬪し、遂にそれが因をなして不幸毒刄に殪れたり。庶幾くは吾人をして彼の意氣精神に學ばしめよ。而して我國に於ては此奴隷解放の人道的大精神に基き、明治五年既に藝娼妓解放令發布せられたり。然も只之れ形式のみにして其實行はれず、四十年後の今日尙依然として舊來の狀態を繼續しつゝあるは國家の爲め將又人道のため憂ふべきの至りならずや。余は尙言はんと欲する處多しと雖も、暫く之を他日の機會に讓り、今は只諸君と共に力を協せ心を同くして此陋習惡俗を矯正せんが爲に盡力せんとするの誠意を表す。發會式に際し一言を述ぶる事爾り。

廓清會發會式開會の辭

廓清會發起人總代　江原素六

諸君、抑も此廓清會を計畫しましたのは、徒らに慷慨悲憤、以て快とするやうな輕燥な企ではありません。又徒に公娼を憎み卑しむといふのでもありませぬ。實に我日本の社會が斯の如き事業を企つるに段々適當して來まして、或は敎育に、或は宗敎に、餘程時勢が違つて、程度が高くなつて參つた事は云ふ迄もない事であります。若し十年前に斯の如き事を計畫しましたならば、諸君は決して斯の如き多數御來會になる事はなからう、例へあつても聽衆の種類が決して諸君の樣な眞面目なる紳士淑女ではなかつたに違ひない。

私の極く懇意な大きな娼妓貸座敷の亭主がありまして、其人が中々孔孟の學問に詳しく、よく仁義道德の道を說いて居るのであります。それが或縣廳の御用の女郎屋となつた。その時主人が青年を誘つて流連さしてはいけないから、私の處に來たならば意見をして返すやうにしますと云つて、それな事を縣知事に相談したやうな事もありました。私も其時其亭主に招かれて別に惡いとは思はず立派な御馳走に預つたと云ふ時代もあつたのであります。それでも早や其のやうな時代は過ぎ去り、今は固より國家の體面としても公娼といふものを存在する事はどうであらうか。何とか此事に就て或は道德に、或は法律の力によりて解決せねばならず、改良せねばならぬではあるまいかと、色々必要な問題が生じまして、遂に多數の發起者が集りまして此會を組織する事になりました。

そこで日本では今に於て、宗敎家或は敎育家が、社會が墮落したと申しますが、中々未だ美しい健全なる

思想も現存して居るのであります。現に私の最も直接に關係した面白い話がある。それは立派な方のお孃さんで、教育もあり、品行もよいといふ、此娘を嫁に欲しいといふので、或所から婚談があつた。處が先方が妾の子であるといふ。すると私の孃を何處の馬の骨とも知れない妾をお母さんとして親孝行をさせるのはつらいと云ふので、遂に縁談を斷つたと云ふ話であります。斯やうに日本の或方面に於ても、此種の喜ばしい性質が現存してゐるのである。

一方では教育によりて理想を高め、他方に於ては道徳心を養ふて品性を高潔にする。此時に當りて公娼問題を解決する事は困難ではない。不可能でないのであります。不可能と困難とは根底から基礎が違ひます。若しも吾々が諸君と同心協力し、過激に亘らず、慨慷悲憤に馳せずして、堂々として陣頭に立つて此問題の爲に働く時に於ては、永く我國に汚點を流したる所の此公娼問題も容易く解決が出來ると信じて疑はないのであります。それで此廓清會の事に就きましては只今益富君から報告がある筈でありますが、一寸其前に順序を變へて此廓清會の發起人會に於て選擧せられたる役人の名を諸君に御披露申上ぐる事に致します。

顧問	伯爵 大隈重信君	幹事	島貫兵太夫君
會長	島田三郎君	同	益富政助君
同	安部磯雄君	同	矢吹幸太郎君
副會長	矢島楫子君	同	山田彌十郎君
會計	山本邦之助君	同	小崎千代子君

以上の通り當撰致しました。(大拍手)

是より廓清會創立に關して今日迄の經過に就て益富君より簡單に報告を申し上げます。(大拍手喝采)

廓清會組織の趣意（上）

廓清會々長　島田三郎

今日同志の諸君と共に本會設立の披露會を開き、所期の如く大多數の來會者を得、殊に青年諸君によつて充たされた事は、極めて希望多き門出と感ずるのである。

（一）維新後の光輝ある二革政—穢多の解放—

廢娼問題に就て只今種々の方面より友人が既に其意見を述べ、私が又更めて呶々するの必要はないのであるが、此問題を維新以後の進歩の歴史に照して見ると是非共之が解決をせなければならぬと思ふのである。維新の改革は我社會の面目を全く一變し、政治上の中心の變化は非常なる動搖を社會に與へて、遂に其結果二千五百年の政體を一變するに至つた。此間に於て我々が社會的に觀察し更に法律的に觀察して、最も光輝ある二つの事柄を見出すのである。即ち一は穢多の廢止にして一は拷問の廢止である。此二つの廢絶は政治の改革が延いて社會の改革の上に及ぼし、新日本を現出したる中に其表面に起つた所の極めて愉快なる釐革である。此改革は霹靂一聲唯一の命令の下に止んだのである。同じ人類であり乍ら、人類の取扱を受くる事なく、社會と沒交渉に禽獸に等しき待遇を受けておつた慘憺たる狀態の穢多と云ふ人類の一階級があつたのである。而して我國職業の區別より馴致し來りたる士農工商の區別を解いたる改革は、勢ひ此穢多の束縛を解いて吾々平等の地位に置かなければならぬと云ふ、當然な結論に到着する。故に一度自由を得社會に同

位置を贏ち得たる爲めに穢多の階級も其名稱も共に消滅し去つたのである。此場合に於て當時の當局者にして今日の當局者が廢娼を猶豫するが如く優柔不斷であつたならば、奚んぞ如斯英斷に出づる事が出來やう。彼等穢多が永い間天賦の性を全うすること能はず、社會より交際を絶たれて居つたのを突如解放された。若し其時代に於て當局者は準備が出來ないから解放する事が出來ぬ、又穢多の方でもそれに應ずる準備が出來てゐないから困るであらう、と云ふたならば、遂に之を實行する事は出來なかつたのである。準備のない時に斯の如き事を斷行した理由は、人權を尊重する、と云ふ極めて鮮明なる旗幟が是を成し遂げたのである。併し乍ら今日に於ては吾々同等の地位權力を與へられたと云ふもの丶、尚社會より遠かつてゐる傾向があるのである。故に内務省は地方改良の重要なる一問題として、新に吾等と伍する事を得た彼等をして、吾々と並行する事が出來るやうに盡力し、之を教育してゐるのである。教育して後に解放するといふたならば穢多の階級は今日も尚廢止せられなかろうと思ふ。

（二）維新後の光輝ある二革政——拷問制度の廢絶——

第二の英斷は證據裁判を開かむが爲に永い間存して裁判上必須のものであるとしてゐた所の拷問の廢絶である。是は穢多を廢止したるが如き容易なものではなかつた。嫌疑者を捕へて其罪跡を白狀せしむる方法で、若し怎うしても白狀しない塲合は、人間の力の堪え得ない程の種々な慘忍なる仕掛を以て拷問に付するのである。故に苦痛に堪えずして無罪の者をも往々にして有罪に歸せしむる事が、何れの國を問はずあつて拷問の慘憺たる歷史を作つてゐるのである。日本にも明治八年迄此拷問が存在して居つたのである。拷問制度を行はなければ到底刑事上の裁判は出來ぬものと信じておつたのである。然らば裁判官は随分慘酷な人で

あつたらうと云ふと決してさうではない。此制度が廢せられた後、聰明なる名判官として喧傳された人もあつた。而して其當時是等の名裁判官は拷問廢止時機尙早を叫んでおつたのである。

然らば如何にして此拷問は廢せられたかと云ふと、當時佛蘭西より法律顧問並に法律敎師として我日本に來て居つた彼の、ボアソナード氏が、此拷問の慘憺たる苦しみの聲を聞いて、驚倒し、此の如き制度が尙日本に存在してゐるやうでは、吾々が如何に歐羅巴の法律の講義を諸君にした處で、何の益する所があらう。諸君に法律上の事を敎へた處が其根底の制度から誤つてゐるやうでは、何の効かあらむと云ふので、頻りに拷問制度に反對したけれども、當時の裁判官は今一時に拷問を廢せられると、犯罪者も無罪になる虞があるから、到底裁判を遂ぐる事は出來ないと云て、頻りにボアソナード氏の說を排斥したのである。ボアソナード氏は折角政府と契約して大に盡力して見やうと思つて來た所、如上の有樣に憤慨措かず、如斯司法省に身を置く能はずとなし、袖を拂つて將に日本の地を去らんとしたのである。是が爲當時の司法省は今ボアソナード氏に行かれては、忽ち困るので、然らば今一應相談すると言つて、種々協議の末裁判官の意に反し、尙司法省の意に反して遂に此拷問を廢止する事に決した。而して拷問を廢せられた後の裁判は如何であるかと云ふに、漸を逐うて證據裁判の成績を擧げ、法律も之に依つて改良を加へたのである。今日に至つて拷問の二字を聽くと隔世の感がするが、ずつと以前の昔でなく、明治の御代にあつたかと思ふと、坐ろに戰慄を禁じ得ないではないか。

（三） 同胞五千萬は、一外人の力に如かざる乎

若し夫れ今日廢娼を行ふの時機にあらず、廢したら衞生に困るとか、乃至一般の良民に伍して困るとか云

ふが如き、姑息な議論をなすに至つては、明治八年の拷問廢止に反對した裁判官のそれよりも、遲鈍なる所の考であると思ふ。單に倫理觀念の一點より見るも、我邦の文明を汚す處の此公娼制度は今日之を廢止せねばならぬものである。然るに反對論者は社會が未だそれを廢するだけに進んでゐないが故に、此制度を破棄する事は出來ないと云ふ。けれども一度政府の命令に仍つて穢多は廢せられた。茲に於て吾々は歎息しなければならぬ、明治六年かの昔の制度を改めて貸座敷と云ふ名目に變へたけれども、今日尚奴隷制度たる事を免れない。是は畢竟社會の倫理觀念の鈍つた反射であると叫ばなければならぬと思ふ。かのボアソナード氏一人の力を以て、永い間行はれて居つた慘酷なる拷問制度を破る事が出來たのに、何が故に五千萬の人民が此奴隷制度に等しき公娼制度を破壞する事が出來ないのであるか。眞に洪歎すべき現象ではないか。

（四）　亞米利加の奴隷と我公娼

只今私の友人が現代の貸座敷制度は奴隷制度であると謂つた。併し乍ら更に之を峻酷に評すれば、實に我邦の娼妓なる者はかの昔時亞米利加に於ける奴隷制度よりも、尚一層憎惡すべき制度に苦しむ者であると斷言して憚らぬのである。何となれば、等しく奴隷扱にせられても、其仕事の上に於て吾等は霄壤の差を見出すのである。見よ、亞米利加に廢せられし奴隷は、土地を耕す職業を有つてゐたではないか。之れ何の怪しむべくもない職業である。南部に木綿を植え付けて綿花を取る職業を有つてゐたではないか。之れ何の怪しむべくもない神聖の勞働である。只責むべき所は畢竟自由の束縛に過ぎないが、翻つて我國の娼妓は諸君、抑も何事をなしつゝあるのであらうか。嗚呼法律が其憎むべき淫行を強ゆると云ふに至つては、前者の奴隷制度よりも、より以上の罪惡でないと言ひ得るものがあらうか。幸にして廢娼が實行せられた後、數年、

日本の國民が眼を開いて見たならば、如何にして明治の昭代に如斯制度が永く保存せられてゐたらうかと云ふ事を怪しむに至るであらう。

即ち說くが如く公娼制度は奴隷制度よりも慘酷である、人權の重んずべきは政府も國民も認めた所の明治年代の現象である。今の世に於て拷問制度が廢せられて、證據裁判が立派に行はれてゐると云ふ事を考へたならば、公娼が廢せられたならば怎うであらうと、物事を親切に研究する精神に乏しいのは頗る遺憾とする所である。

（五）公娼と私娼との異なるを知らずや

公娼を廢した所で社會の道德が進まぬ以上は依然として罪惡は社會に潜んで行はるゝではないか、公娼を廢した曉には私娼が云々と反對する人があるが、之は全く議論の要點を失つてゐる所の全く誤れる觀察である。私娼なる者は自ら墮落して、社會の暗黑面に陷つた所の言はゞ自己の罪惡の報酬である。然るに現在の公娼なるものは之と撰を異にし誤れる社會の慣習と誤れる社會の倫理觀念と此二つの爲に親の爲に身を束縛されて、是に陷ると云ふ逕庭がある。之が公娼と私娼との判然たる區別の第一點である。今一つは私娼と云ふものは自ら汚して墮落の淵に陷つてゐるが、一旦悔悟して行を改めんと欲すれば即時に止める事の自由を有してゐるのである。是に反して公娼は全く自分の身を束縛せられて、免れんとしても免るゝ能はざる奴隸の境遇にあるのである。之が即ち公娼と私娼と異る第二點である。此二點より考へたならば公娼を許す事は確に國家的悖德の行爲であると云ふ事は、議論を待たずして明白なる事と思ふ。

（六）之れ外科的療法の必要なる所以

社會を料理し改革するには種々なる手段を要すると云ふ事は、吾々も亦反對論者も同じである。人の身體を療治するには、外科療法の方法もあり内科療法の方法もある。教育の力に依つて人々の識見を高める事も社會を改革する一である。宗教道德に依つて人心を高めると云ふ事も亦社會を改革する所の有力なる方法である。乍然其教育宗教に仍つて改革が出來ない以上は、政治の改革は出來ないと云ふのならばそれは大なる誤つた考へであつて、それならば政府の最も嫌忌する所の社會主義の如きも放任して置いたらばどうだ。さういふ譯には行まい。固より教育、道德宗教の方面から、即ち内科の療治の方法を人々自ら修めて、社會を改革すると云ふ事は、恰も清淨なる空氣を呼吸し、滋養分を食つて身體を大切にする方法と同じく、最も穩健なる養生法である。併し養生法大切なり、内科療治大切なりと言つて、血が流れてゐても外科療治を施さないと云ふに至つては、實に驚かざるを得ぬのである。目前、拷問の如き、穢多の如きを見て、世の中が進んだならばなくなるだらう。人も平等になるであらうと云ふて之を其儘に爲し置たならば依然たる文久慶應の日本なりと云はざるを得ぬ。故に内科的療法も必要であるが、快刀亂麻を斷つ外科的療法も有力なるものでなくてはならぬ。

是が吾々の唱導する公娼廢止の理由なのである。而して是等の要點を捕捉したならば、何ぞ此改革に躊躇するものがあらうや。況んや彼の制度あるが爲に社會の道德は保たれてゐるとか、或は、世が進んだならばと云ふが如き迂遠なる姑息なる考へを以て是に反對する者は、取るに足らざる事が分るのであつて、如是人は斯かる大問題に容喙する權利なき者と私は斷言して憚らぬのである。

醜業者取締論

衆議院議員　服部綾雄

（一）公娼須らく全廢すべし

私は公娼は全廢すべしと言ふ事を豫てより主張して居る者である。其故に此廢娼の運動が平生尊敬する婦人矯風會に由つて計劃せられ、今や又廓清會なる一團體が起つて、此問題の解決をなさんとするは、私の大に喜んで贊成致す處である。私は此公娼廢止に就ては贊成者が必ず多數あると信じて居る。尤も其贊成者が公娼廢止を主張する理由が、發起人の方々と意見を同うして居るか居ないか聞いて見ねば分らぬが、兎に角贊成者は多いに違いない。其處で私は此廓清會の規則書を拜見した時に斯う云ふ事があるのを見た。即ち公娼を廢止し推して男女間の德操を進むると言ふ事がある。此は第一今は公娼を廢止すること、其から第二は男女間の德操を高むると言ふ、つまり二つの目的になつて居る。併し私は出來ればどうか此二つは別々に運動をしたいものだと思ふ。勿論男女間の貞操を高むるに就て決して誰も異論のあらう筈がないのみならず、御互大にそんな事にも努めなければならぬが、併し公娼を廢止すると同時に、男女間の風紀問題をも兼ね行はうとするのは、所謂二兎を逐ふので、或は遂に一兎をも得る能はざる恐れがある。故に本會の運動は單に公娼制度を全廢すると言ふ點に全力を注ぐやうにしたいと希望するのである。

（二）吉原其他の遊廓の起原

全體我日本に於て公娼なるものを設けたのは何が原因であるか。先づ各地の事はよく分らぬが吉原に就て調べて見ると、德川氏が幕府を江戸に開き、天下泰平となつて、各地に封せられた諸侯が所謂參勤交代の爲に江戸に來る。其時戰國時代の殺伐の氣が未だ失せず、動もすれば刀を拔いて柱を斬るのはまだい丶が、往々にして江戸の治安を害し、且、德川に謀反でも仕兼ねまじき有様を見てとり、時の甚だズルイ政治家が武士の氣骨を拔いて仕舞ふと曰ふ計略で此遊廓を設けたのである。それで御覽なさい、猛々しき田舍武士が江戸に這入つて來る。すると路の兩側に遊廓を設けて謂はば待伏して居る形である。彼等が東海道五十三次越へて彌々江戸（品川）に來てやれ一吹と言ふ時に先づ女郎の顏を見るのである。或は西方から上つて來て、やあ江戸（新宿）へ着いたか、うれしやと思ふ時には女郎に手を握られて居る。即ち斯の如くにして武勇一遍の武士どもを軟化させると云ふ爲に、設けられた機關である。然らば即ち封建制度は廢せられた今日、何を苦しんでか徒らに其舊態を墨守し、政略的の淫風を後生大事に守つて行く必要があるか。殊に東京も昔と違つて世界の大都となつてゐる今日、恰も城廓を以て繞らしたかのやうに、四方八方遊廓を以て圍むと言ふは、甚だ以て奇怪千萬な話である。其故に我輩は帝都の面目を保つと云ふ一點から言つても、須らく遊廓を撤退すべしと主張するものである。

（三）不良民に國費を分擔せしむる勿れ

それから又私の考では醜業者取締りの第一は彼等より一厘たりとも決して税金を取立つる勿れと言ふの

である。全體又國家の税といふものは、國民の負擔すべき者である。而して其國民とは良民の事か不良民の事か。吾々は不良民を正當な國民として見る事は出來ないと思ふ。從つて國家の政治に參與し得る權利を有するものは不良民にあらずして、只良民のみに限らるゝのである。其と同時に國家の税金も亦良民が之を負擔せなければならぬ。若も不良民にも國費を負擔させるとなれば、義務の伴ふ處權利も伴なつて、不良民にも國政に容喙するの權を與へねばならぬ、これは甚だ不都合な話である。遊廓の樓主が市會議員になつたり國會議員になつたりする。遊廓貸座敷の主人が議員になつて國家の政治に携はるなぞは實に怪しからん話である。乍併既に彼等から税金を徴して居り、國費を分擔さして居る以上は致方のない事である。故に若しも議員になつてはならぬと云ふのならば、始めから是等の人々に國費を負擔させてはならぬ。否今一歩進んで假令彼等が國費を負擔しやうと望んでも、負擔する權利がないやうな位地に立たしめねばならぬ。然るに何事ぞ、國家は此不良なる營業を善良なる營業と同様に認めて居る。其が甚だ間違つた事である。故に私は是非とも之を改良し、速かに彼等をして國費を負擔する事能はざるの位置に立たしむる事を主張する。

（四）税金制度を改めて罰金制度とすべし

醜業者とは何であるか、操を人に賣る婦女、不良の行爲を爲す所の女は勿論であるが、單にそれ計りでなく此婦女に部屋を貸す人、此營業をなすものなるを知つて家の建築を許した地主、其んな惡い婦女の賣買の媒介をする奴等、之等は引くるめて之を醜業者と云ふてよからうと思ふ。然るに今日迄此等の醜業者に對して國費を負擔させ、其が因をなして色々の不都合が起つて來るのである。故にどうしても彼等に税金を出さしてはならぬ。一厘も金を取り立てるなど言ふのではない。否一體不良民と言ふものは、良民よりもより多

く國家に手數を煩はすものであるが故に、其入費を出させるといふ事は差支はない。唯其等は税金として徴收せずして罰金として徴收するがよい。即ち税を賦課するのではなく、罰金を取るのである。但し此罰金は普通の罰金とは違い、罰金を取ると同時に其商買を差止めなくともよい。差止めたとて迚も止めさうにないから、重ね〲罰金を取るがよい。そして其罰金の効力を一ケ月位にして置いて、其期限を過ぎると又取るのである。斯うすれば罰金刑の理論とは少し違ふやうであるが、遊廓と言ふ不思議な地を設け、娼妓と言ふ不倫極まる者を置く位の日本であるから此位の不都合は忍んでよからう。そして又其取締法を一層嚴重にして、女からも取るばかりでなく、貸座敷の主人からも取る。家主からも取る。地主からも取るがよろしい。

（五）　醜業者より公權を剝奪すべし

要するに賣娼に就て最も注意すべき事項は、國費の負擔に彼等を與らせぬ事であるが、只それだけでは彼等があまり好都合となるから、之を罰金制度に改めて今日の税金以上多額の罰金を徴收するのがよい。斯くするならば遊廓から代議士が出る事も出來ず、區會議員も縣會議員も出ない事になつて、彼等が公權上何等の權利もなきものとなる。斯くて始めて彼等醜業者は世間並の交際も出來ぬ處から、自然醜業を廢するやうになるであらう。醜業を營む者に公權を與へ、普通良民と何等異る事がないと言ふやうな、奇怪千萬な事を奇怪とも何とも思はず、自分も平氣人も平氣で居ると言ふやうな事があるべきでない。速かに彼等の今日迄の課税を罰金制度に改め、彼等の商賣をば營業と認めずして犯罪行爲と見做し。犯罪者なるが故に從つて不良民として之を取扱ひ。斯くて國家の政治は勿論、凡て世上公けの事には少しも指を付ける事が出來ぬやうにせよ。一口に曰へば速かに彼等より公權を剝奪せよといふ事になる。

人道問題として公娼制度を論ず

本會副會長　安部磯雄

（一）憂ふべし倫理思想の混亂

今日から十日ばかり前、或新聞に斯う云ふ事實が掲載されてあつた。それは芝の或町の親が大變貧乏してゐて、病氣に罹り、誰も看護する者がなかつた。所が深川であつたか本所であつたかへ緣付いておつた娘が、親が病氣なのにもかゝはらず、誰も介抱する者がないと云ふ事を聞いて、遂に夫に離緣を申込んで其承諾を得、實家に歸つて只管親の看病をしてゐると云ふ。寔に感心な女であると言ふので、市役所であつたか、區役所であつたか、取調べて是を彰表したとの事であります。

是は些々たる事であるが、若し果して實際であるならば、今日の日本の倫理思想を代表してゐる事柄であらうと思ふ。親の病氣を看護する爲に、實家に歸つて來たと云ふ事は殊勝なる精神であると、何人も賞讃するであらう。併し乍ら、夫れが爲に一旦契りを結んだ夫に、離緣を請求するなど云ふ事は、讃むべき事であらうかどうか。詳しい事は事情を調べて見なければ、容易に判斷する事は出來ませぬけれども、併し此事實でなくとも、世の中に多くの實例があるから今日の日本の倫理思想と云ふものが、甚だ混亂して、頗る紛らはしい所のものであると云ふ事を、私共は承認しなければならぬと思ふのであります。

（二）進歩せる倫理思想は是なり

又今の話とは違つて更に今一歩進んで考へると、親の窮乏を救はんが爲に苦界に身を沈めると云ふ事に就ては、道理から考へるならば大概の人はいけないと言つて居るけれども、併し是は日本人の慣習として、どうも惡いとは言ひ得ない。何故言ひ得ないかと云ふと、一方に親に孝を盡すと云ふ事を子供の時から敎へてゐる。又一方には親の爲、一家の爲には卑しい所業をしても差支ないと信ずる觀念が、日本人の念頭に非常にあると思ふ。是は私の倫理思想から言ふならば、絶對に打破しなければならぬ所のものである。此倫理思想は我日本人の頭を支配してゐる以上は、決して私共は健全なる國民となる事は出來ないと思ふのであります。英語で End jastifies means. と云ふ事がある。即目的さへよければ手段は選ばぬでもよいと云ふのです之は諸君が御承知の通り、今日の進んだ倫理學から云へば、取るに足らぬ議論である。目的さへ善ければ手段は選ばぬと云ふやうな、其麽亂暴な議論は、今日の倫理學で許さない。併し乍ら我日本に於ては確に其點が混亂してゐるのである。

要するに、或一つの行があつて其行爲の中に惡い事があるけれども、一方に良い分子が交つてゐるならば其麽に憎むべき行ではない。否寧ろ善い行であるやうに考へるのが、我々日本人の思想ではあるまいか。私は是が凡ての點に於て禍してゐるやうに思ふ。私は學校に居つて直接に是を見てゐる者であるが、諸君も亦御同樣の事と信ずる。御承知の通り、今日學校で試驗をする時に不正の行をなす者がないやうに、嚴重なる監督を致しましても取締る手段が嚴重になればなる程、學生の方でも益々巧妙な手段を弄して、監督者の眼を偸んでごまかしをするやうになる。所が之を唯今日の學生が墮落して、惡い事をしてゐると云ふならばそ

れは誤つてゐると思ふ。やはり今日青年の腦裡に注入されてゐる倫理思想が間違つてゐるのである。何故間違つてゐるかと云ふと、試によく出來る學生、即ち敎へてやつた學生に向つて、君は彼れに敎へたと云ふ事であるが、それは惡いぢやないかと訊ぬると其返事に曰く、いや私は其麽に惡い事とは思つておりませぬ。彼の人が困つてゐるから敎へてやつたのですと云ふ。言はゞ一片の義俠心である。究竟所謂弱者を助けると云ふのである。今日の學生の中には隨分斯う云ふ事をやつてゐる者がある。かうなつて來ると私はなか〳〵今日の學校の倫理敎師が、學生に如何程倫理の道を說いた所で、其說く所の根本と云ふものが、間違つておつたならば、餘り効力がないと云ふ事を信ずるのである。一行爲の中に少しでも義俠心が交つておれば、決して恥しくないと云ふ事を今日の學生は思つてゐるのではあるまいか。然し私共の考へでは怎麽行爲にしても、其間に僅少な惡が交つておれば、全體の行爲が惡くなつて了ふと云ふ事を考へて居る。是が近代の倫理思想ではあるまいかと思ふのであります。

（三）　一人の生命を擁護せんが爲には國家の力を以てするの時代なり

今晚私は餘り多く諸君の前に話する必要はないが、只今冒頭に於て御話申上た事は、私は極めて簡單に御話申す處の本論の意味を、旣に諸君に於て御推察下すつた事と思ふ。何故我々は此公娼問題と云ふものに就て絕叫するのであるか。何故に喧ましく論ずるのであるかと云ふと、此問題に就て敎育家の中に、或は宗敎家の中にも此公娼制度は已むを得ないと云ふ考を有つてゐる人がある。已むを得ないと云ふ事は何であるかと云ふと、公娼制度が惡い分けだけで成り立つてゐるものでない。半ばよい目的を達する爲に斯う云ふ制度が出來てゐる。所謂目的は或意味から云ふならばよいかも知れぬ。何となれば是に依つてなるべく密賣と

云ふやうなものも廢めて、一つ所に集めると云ふ事は必要だと考へてる人がある。或は衛生上の問題から必要であると云ふ。即ち一方に此公娼に害のあると云ふ事を認めて居るけれども、一方に非常によい事柄があるならば、已むを得ないと云ふ、ぼんやりした考を有つて居る人が多數でないかと思ふ。私が今緒論に於て申上げた所の『僅でも惡い事が加はつて居れば、全體惡いものである』と云ふ考が明になつたならば、此問題の解決は簡單であらうと思ふ。公娼制度の惡いと云ふ事は私共の述べる必要はない。此の位人道の上から申しましての、大問題はないと思ひます。政府が如何に今日の公娼制度は奴隷制度でないと申しても、實際に於て奴隷制度であると云ふ事は到底拒む事が出來ない。昔の人身御供と言つて毎年大多數の人の爲に、一人の身を犧牲に供すると言ふ事は、同時代の單純なる倫理思想から云ふならばいざ知らず、今日の倫理思想は決して決して是を許さぬのである。例へば大なる蟲を活かすと云ふ事の爲に小の蟲を殺すと云ふ事は私共の倫理思想から云ふて許す事の出來ぬのである。今日の倫理思想から云ふたならば、一人の生命を擁護するには國家の力を以てしなければならぬと言ふのが、寧ろ至當なのである。

（四）日本の社會に殘れる只一の人道問題

それで今公娼必要論者の唱ふる衛生上の利益から、又は風儀上との關係から、斯の如き制度を設けなければならぬと云ふ事は、恰も五千萬人民の爲め、五六萬の婦人をあの境遇に陷れて犧牲にすると云ふ議論になるのであるから、如此制度を文明國に永く存在せしめて置くと云ふ事は、どうしても考へる事の出來ないのであります。數十年、否數百年間日本に於て存在したる此制度を、一朝にして廢止せしむると云ふ事は、容易ではないから、吾等は先づ以て世間の同情に訴へなければならぬ。若し實物の娼妓を此所へ連れて來て

此娼妓の爲に三百圓乃至四百圓の金を投じてやるならば、立派にあの壓制の中から救ひ出せるとの事を演說して諸君に訴へたならば、私の考へでは今晚でも三百圓四百圓の金を立ろに御寄附下されて、一娼妓を救ひ出す事が出來やうと思ふ。亞米利加に於て、甞て此種の事實があつたのである。此方法に依つて一人の奴隸を救濟した事があるのである。彼の有名なるビーチャーと云ふ牧師が、ブルグリンの會堂に於て說敎をしてゐる時に一人の奴隸の娘が逃れて救を求めた。ビーチャーは其娘を直に壇の中央に立たしめて、そして非常なる熱心を以て聽衆に向つて言つた。若し貴下方が身に付けてるダイヤモンド或は指輪なりを御寄附し下さるならば、此可憐の娘を救ふ事が出來るのであります、と語りました所、立ろに其娘を救ふ金の數倍の寄附金が集つたとの事である。併し乍ら奴隸制度を全廢するには、幾多の犧牲を出したのではないか。私共は此公娼の問題に就て二三年の中に果すと云ふ事は到底出來ない事と思ふ。私共の戰ふべき時間は十年二十年の向ふにある事を信じてゐるが、兎に角今日本に於て人道問題としては此公娼問題が一つ殘つてゐる。

公娼を全廢したならば風儀がどうなるとか、衞生がどうなるとか、そんな事は重要なる問題と思はぬ。人道問題として考へたならば這麽問題は枝葉の問題と云ふ事が直ちに肯かるゝ筈である。若しアメリカが奴隸を解放した時に、奴隸を廢止したならば南部の綿を造る者がなくなるだらう。產額が減つたならば經濟界はどう云ふ風になるだらうと、經濟との問題を考へてゐたならば、奴隸の解決は遂に出來なかつたのであります。それと同じに吾々が此問題を解決すると云ふ時に、衞生問題、風紀問題の事を考へておつたならば、決して解決する事は出來ませぬ。要するに之等は第二の問題として、先づ第一に人道問題から、此公娼と云ふものを熟考せねばならぬ。然らば前に申上げた倫理の思想に依つて、私共は如此制度と言ふものは一日も我社會に置く事の出來ないと言ふ事を、明白に了解する事が出來るのであります。

何故自由廢業を奬勵するか

本會評議員
救世軍大佐心得　山室軍平

救世軍は娼妓の自由廢業を奬勵して居る。これは貸座敷業者からは甚だ迷惑に覺えられ、警察からは往々餘計な世話を燒くもの丶如く見做され、一般社會からは又兎角宗敎家に似合ぬ不穩の擧動でもするものかの如くに認められ勝ちの運動である。一體救世軍は何の物數寄にて此樣な運動には手を着けたのであらうか。それが救世軍人は平生純潔の德を標榜し、之を以て自ら律し、又之を以て他人に勸めて居るものである。假令主義信仰の爲めであるとは言へ、進んで態々遊廓附近に出かけ、貸座敷業者など相手に娼妓廢業の談判をする如きは、固より氣乘りのする運動でないのは多言を要せぬことである。若し此樣な運動に手を染めずして相濟むものならば、救世軍人は何時でも斯かる働から手を引き度處であるかも知らぬ。それにも拘らず、今日私共が進んで此方面の運動に腐心するといふのは、實際止むに止まれぬ理由があるからである。今それを左に說き明し度と思ふ。

（一）　彼等を罪の生涯より救はん爲なり

●第一　私共が娼妓の廢業を奬勵する第一の理由は、彼等を其罪深き生涯より救はん爲である。一體眞正の商賣といふものは自分が利を得る許りでなく、亦他人に益を供するものでなくてはならぬ。然るに娼妓といふ家業は自分で繁昌する程他人に迷惑を及ぼす商賣である。自分自ら女の操を穢し不義の行に身を委ぬる許り

か、之に由て多くの男子を放蕩遊惰に墮し、人の家庭を破壊し、人の事業を誤り、人の信用を傷け、人の健康、生命、財産、さては其靈魂をさへも危くする所の業務である。どこにか此んな大外れた業務といふが他にあらうか。それにも拘らず彼等は自分が左様な罪深い身の上であることを自覺せざるものである。却つて彼等は親孝行をするのであるとて身賣をさせられ、主人に忠義を盡す所以であるとて樓主から醜業を强ひられるといふ樣な有さま。世に類なき醜怪なる世渡をしながらも、斯くして親へ孝行、主人へ忠義を盡すのが浮世の切ない義理の樣に考へて居るものも少なくないのである。どういふ淺ましくも亦いぢらしいことであるか。若し此世の中に所謂「闇黑に住む民」といふものがあるとすれば、彼等こそは眞に其「闇黑に住む民」の隨一ではないか。私共は彼等に光を與へねばならぬ。彼等は世に類なき罪惡の生涯を送りつゝ、而も最も敎なき人民であるから、私共は彼等を警め、敎へ、之をして速に斯かる不潔不義なる業務を擲ち、眞人間となつて以來正徑なる生活に入らしめん爲に力を盡すべき筈である。私共は彼等を現在の惡き生涯より曳出して純潔なる人とならしめねばならぬ。之は私共が娼妓自由廢業を奬勵する第一の理由である。

（二）　彼等の權利を擁護せん爲なり

第二 次に私共が娼妓の廢業を奬勵するわけは彼等の權利を擁護せん爲である。之を法律規則の上から言へば、貸座敷業者は下宿屋同然唯部屋貸をするだけのものにて、出稼娼妓は又部屋借をして勝手に娼妓を營むものといふことになつて居るのである、日本の法律は醜業を擔保にて金錢の貸借などすることを許すものでない。それにも拘らず今の遊廓なるものは、古來の習慣上、矢張前借だの身づきだのいふ名稱の下に、金を以て婦人の自由を買占め、否應なしに之をして醜業を營ましめて居るものである。それ故に娼妓取締規則の規

定に由れば、娼妓が廢業したい塲合には、唯自分で所轄の警察署に出で、口頭又は書面を以て名簿削除の申請をなせば、直ちに聞屆けらるべく、若し又娼妓の廢業を妨ぐる者があつた時には、之を二十五日以下の重禁錮か若くは二十五圓以下の罰金に處するといふ規定になつて居る位のものである。が併し乍ら其實際の事實に就て之を見れば、貸座敷業者は一面には其前借金の故を以て債權者として娼妓に臨み、其債務に對してどこ迄も醜業を繼續せんことを要求する許か、偶々娼妓に廢業の意志あることを發見した樣な際には、之を威嚇し、之を迫害して殆んど到らざる所はない。加之斯かる塲合に於ける警察の態度は甚だ明諒を缺く者あり、假令娼妓が廢業を願出たからといふて容易に聞屆ける處か、大體は小言をいふて之を追還し、よく〳〵の塲合には貸座敷業者を喚出して之と示談をなさしむるといふ名目の下に之を其手に引渡す如きは最も普通のことである。私共からして言へば、苟くも娼妓の如き不都合極まる業務を行ふて居つたものが、一人でも廢業するといふなら、これ程結構なことはない故、ずん〳〵之を許容する許りか、寧ろ折さへあつたら彼等の廢業を奬勵してこそ國家民人の爲に親切なる取計ひであらうと思はるゝに、今の日本の警察は娼妓が廢業して醜業者の數の減少することを願はない許りか、却つて一旦娼妓に身を墮した程のものは成るべく少しでも長く其儘に醜業を繼續することを奬勵して居るのである。而して其理由といふては唯娼妓が貸座敷業者に對して債務があるのに、其れを皆濟せずして廢業するのは宜しくない、といふ一點の外にはないのである。併し乍ら今の日本の法律は醜業を營むことを擔保として金の貸借をするものを保護する樣なことはない筈である。かゝる人身賣買の制度は明治五年以來、とつくに廢止せられ、娼妓は又其取締規則により何時でも廢業したいと思ひ立つ日を吉日と定め、貸座敷業者との金錢貸借の事には關係なく、さつさと其名簿の削除を申請し得べき筈になつて居るのである。警察官は國の法律規則を厲行すべきものである。今更封建時代の人

身賣買制度を再興し、勝手な手加減を用ゐて之を今日の世に行ひ、一面貸座敷業者と名くる奴隷賣買人の壓くなきの慾を助け、一面娼妓と名くる淺ましき奴隷をして終生浮む瀨のなき溝壑に陷らしむる如きことがあつてはならぬ。私共は娼妓が當然享有すべき權利を擁護し、彼等をして厭やになつたら何時でも直ちに醜業を廢めて堅氣の生涯に入らしむる爲め、彼等の廢業を奬勵する必要を見るものである。

(三) 貸座敷業者を覺醒せん爲なり

●第三 私共は又貸座敷業者を覺醒せん爲に、娼妓の廢業を奬勵するものである。此點に就ては先頃吉原の代表者が私共を尋ねて來た時にも言ふて置たのである。即ち貸座敷業といふものは、道德上實に許すべからざる不義邪惡のことであるのみならず、亦法律上からいふても實に危險にして不安極まる業務ではあるまいか。彼等が若し法律上の文字通り單に部屋貸をして其賃錢に衣食するものならば格別、若し今日の如く一文なしの婦人に當途もなく多分の金を貸附け、法律上何等の保護もないのに、唯年來の習慣上婦人等は大方醜業に由て之を返附するであらうといふ樣な空想を賴りに、人身賣買業を營んで居るといふのは如何にも危險にして不安極まる業務ではあるまいか。こんな冒險的の輕業師見た樣な危ない世渡をして迄、罪深い眞似をせずとも、もそつと着實な營業に乘りかへたが宜いのではあるまいか。私共は此點よりして、世の貸座敷業者を警醒し、彼等が活きた財產の樣に思ふて居る娼妓等は、何時翼がはへた鳥の樣に飛んで行くものかも知らぬことを事實の上に敎へ、彼等を正業に轉せしむるに有力なる一方法として、盛んに娼妓の自由廢業を奬勵する必要を見るものである。

（四）公娼制度を打破せん爲なり

第四 次に私共が娼妓の自由廢業を奬勵する所以は、それが今の日本の公娼制度を打破する一歩であると信ずるからである。今の遊廓は所謂前借金にて買はれ、誤りたる倫理思想にて束縛せられたる婦人を中心として成立ちたる奴隷賣買制度である。それ故に若し娼妓が身賣をするなどいふことは孝行でも何んでもなく、却つて親をも自らをも人非人の罪惡に墮す所以であることを明かに敎へ、又娼妓は債務に關係なく廢業し得べきものであることを事實の上に明白にしたならば、彼等の大部分は續々廢業して、今の遊廓制度はそろそろ死解し始めるに相違ない。之は是非然うあるべき筈のことである。何んでも米國にて奴隷賣買の惡制度を打破した時の如きも、一面には奴隷賣買の非なることを主張すると同時に、一面には黑人の奴隷たる者に向ひ、「遁げろ〳〵」と忠告し、彼等を其主人の手より遁れて國境外に出で去らしむることに由り、理論と實際と兩方面からして問題を解決したものだといふことである。思ふに我日本の公娼廢止問題の如きも亦之と同じく、一面には公娼の非なることを議論して健全なる輿論を喚起すると同時に、一面には又現に娼妓の苦界にあるもの共に向ひ、「遁げろ〳〵」ではない、法律規則の認むる如く堂々と「廢業しろ〳〵」といふことを促がし、理論と實際と兩方面から之が爲に盡すに非ざれば、到底問題の解決を見ることは六かしからう
それ故に私共は日本の公娼を全廢する其道行の順序として先づ、娼妓の自由廢業を奬勵するものである。

（五）國民に純潔の德を敎へん爲なり

第五 私共は又最後に我日本國民の間に純潔の德を進めん爲に其一方法として娼妓の自由廢業を奬勵する

ものである。婦人は僅かの金錢の爲に男子の玩弄物させらるべき筈のものでない。殊に自分に其氣でもないものを他人に强ひられて其操を切賣せしめらるゝといふ如きことは、斷じて今の世に許さるべきことでない。今の遊廓に於ける如く、其氣でもない婦人を債務を以て拘禁し、間違つたる倫理思想を以て束縛し、否應なしに不品行なる男子輩の玩弄物たらしむる制度を公認して置く樣なことで、どうして日本國民の貞潔の思想を高めることが出來やう。娼妓の自由廢業を奬勵するは日本國民の間に婦人の節操の貴むべきことを敎ふる所以の一方法でなくてはならぬ。

それに就けても望ましいのは、我が當局者が大膽に今の娼妓取締規則を厲行せられんことである。舊い習慣が何うあらうと、貸座敷業者の目前の小利害が何うであらうと、そんなことには頓着なく、苟くも自ら好んで娼妓たる心のない者には、悉く廢業をせしむる方針を取り、貸座敷業者でも誰でも一寸でも之を妨害する者は規則の定むる通り嚴重に之を處分し、廢業の手續の分らぬ娼妓には丁寧に之を敎へて規則の文字通り「直ちに」其名簿削除の申請を聞屆くる樣にせられねばならぬ。當局者が自ら好んで娼妓を營む者をさへ成るべく奬勵して他の正業に就かしめんことを努むべきものである。何んぞ況んや切角廢業を志ざす者を妨げ之を遊廓に追ひ返へして心にもなく醜業を繼續せしめ、それで否やならば好い加減な相棒を見付け、所謂情死の名の下に自殺でもする外はない樣な羽目に、彼等を陷して可いものであらうか。貸座敷業者の醜業を擔保として貸金は法律上何等の保護をも要請し得べき性質のものでないのに、その方を許り必死に保護して却つて規則の上に明文のある娼妓の自由廢業を妨害して直ちに許可しない處か、いつ迄も之を許可しない樣な不法極まる手加減といふが何處にあらうか。私共は當局者が其現行の規則を厲行せられんことを望むで止まぬ者である。

警察官諸氏に與ふるの書

法學士　鈴木文治

（一）

警察官諸君足下　蓋し警察は内務行政中最も主要なるもの、一にして、或意味に於ては其大部分なりといふを妨げず。故に警察權施行の良否は直接に國家民人の福利に至大の關係を有す。是れ諸君の榮譽の大なると共に又責任の大なる所以也。今諸君に向つて警察行政の理想を云爲するは、聊か釋迦に説法の狂態に類すと雖も、一念國家の體面と民人の利福とに至れば、亦一言の禁ずべからざるもの無くんばあらざるなり。

諸君は今春四月、吉原遊廓が祝融氏の見舞ふ所となるや、所謂吉原善後策問題の起れるを記憶せらるゝなるべし。而して一部正義を愛し人道に殉せんとするの志士等が、吉原撤廢問題乃至は吉原移轉問題を提唱して奮闘したるの事實を記憶せらるゝなるべし。予輩が諸君に一考を煩はさんとするは、畢竟此問題の一部にして娼妓待遇問題、委しくいへば娼妓の自由廢業に際して警察實際上の取扱に關する方針の問題則ち是也。

諸君は彼の娼妓なる者は警察上幾多嚴重なる監督取締の下に拘束せられつゝ卑汚醜穢なる稼業を營む者なるとに同意せらるべし。又所謂娼妓稼なるものは適法の行爲にあらず、娼妓稼契約なるものは我現行法の下に於て正當なる法律行爲にもあらざることに同意せらるべし。國家は假令之を公許すと雖も其體面上好ましき事とも思はず、其人民の徳性上あらまほしき事とも思惟せざる事にも亦同意せらるゝに吝ならざるべし。然も尙今日之を存置せしむる所以のもの如何。是れ最も沈痛にして深酷なる文明問題也、人性問題也、人道問題也。

（二）

これを國家又は社會の立場より觀察すれば、所謂公娼制度なるものは止むを得ざる害惡也、一時の病態也。これを人性問題として考ふれば、悲むべき弱點の曝露也。恐るべき獸性の發現也。更に又これを人道の見地より觀察せんか、吾人は如何にしても人身賣買の公認、奴隷制度の採用なりと斷言せざるを得ざるを悲む。

蓋し娼妓の存在は數千年の古より之を認むべし。而して世は二十世紀の文明の今日に於て、世界何れの處にも尙且之を見ざるなきを見れば、正邪善惡の道德的判斷は暫く之を措き、人性並に其生理的作用の現狀に於ては、或は必要止むべからざるものとも言ひ得ざるにあらず。然も世には無爲無能の婦女子あり、一方に於て淫逸放蕩度し難き男子ありとせば、一家が塵芥箱の存在に依りて其淸潔を保ち、一都市が下水道の設備に依りて其健康を保つが如く、社會の暗裡に於て之が需給を滿すことも亦一國政治上必要又は適當の一策なりともいひ得べし。個人一身に就て見るも各細胞の末節に至るまで悉く無病息災の人は得て求め易らず、多數の人民に依りて組織せらるゝ一國社會に於て、其腐敗を一部に止めて、全體の健全純潔を保たんが爲めに時に此種の制度を認むるも亦已むを得ざらむ。固より是れ吾人の志にあらず、文明の理想にあらざるも社會進步の現狀に於ては、實際上已む能はずと觀念するの外なかるべきなり。

然りと雖も公娼制度なるものは如何。公娼制度の實際は如何。法規の正面よりして之を見れば、所謂貸座敷營業は文字通の貸座敷營業にして、一定の條件を備へたる墮落せる婦女子が、其相手方を誘致して醜業を營む爲の一切の便宜を供するに過ぎず。然も事の實際を見れば、其悉くが貸座敷營業者が婦人の身體を買取りて擅まに之に醜業を强制しつゝあるの現狀にあらずや。

（三）

明治三十三年十月內務省令第四十四號の娼妓取締規則第十二條には、娼妓の通信、面接、文書の閱讀、物

件の所持、購買其他の自由を保障す。然も事實に於て完全に此保障を受けつゝある娼妓は果してこれありや否や。同規則第五條には所謂娼妓の自由廢業を認め、同第六條には何人も此自由を妨害するを得ざる旨を規定す。これらの條章は果して忠實に勵行せられつゝありや否や。予輩は勵行如何を疑ふと言はんよりも、折角の取締規則は殆ど空文徒法となり了せんとするの場合少からざるを見るものなり。

人誰か好んで醜窟に墮せん、多くは四圍の境遇に制せらるゝのみ。天下幾萬の娼妓、彼等は多く囚はれたる籠の鳥なり。然も慘酷に取扱はるゝ籠の鳥なり。樓主なる飼主は彼等の手足を縛り、彼等の眼を蔽ひ、彼等の耳を塞ぎ、而して其意思の如何を問はずして他人の來りて之を玩弄するに委す。然も我國倫理思想の一大缺陷たる誤りたる忠孝の觀念は、娼妓自身をしても其斯くあることが親の爲めなりと考へ、あらゆる虐遇を加へられつゝも多くの遊冶郎を綾なすことが樓主に對する忠義なりと考へしむ。彼等は盲目なる犧牲者なり。德操の尊ぶべきを知らず、品性の重んずべきを辨へず、彼等が當然の權利として與へられたる逃るべき途さへも知らず。彼等は其智能を啓き德器を研くべき凡ての道を塞がれたるなり。世に衞生論者あり、公娼制度を辯護して曰く、これ公衆衞生上最も必要なる制度なりと。予はトルストイ翁と共に反問せんとす。曰く、是れ「衞生上必要なりといふの故を以て他人の血潮を啜らんとするものにあらずや」と。

更に又國家の政策として之を見れば、公娼制度の是認は明かに矛盾したる政策なり。政策の論評は暫く之を措かむ、せめてはこれが唯一の緩和劑たる取締規則の勵行を望む。予輩が力を極めて諸君の一考を煩はすといふ所以のものは實に此一點に存す。之をしも行はれずとせば、吁、予輩亦何をかいはむ。

（四）

予輩は最近に於ても最も遺憾なる一事を經驗せり。吉原燒失後一娼妓は廢業方に就き救世軍に保護を求め

來れるより、同軍は直ちに之に一女士官を附して所轄署に至らしめしに、係官はかゝる混雜の際に不都合なりと一喝して追ひ歸へしたり。越えて數日再び他の一娼妓は同軍に至りて同樣の事を願出でたり。此度は幗強なる一士官をして同行せしめしに、一警部補は士官を他に去らしめ、女を叱して曰く「汝は不都合極まる女なり、詐欺取罪を以て罰せらるべし、親に迷惑の及ぶを厭はざるか」と。然も女の屈せざるを見るや、樓主に通知して來署を促がし、示談せよとて數時間樓主代理と稱するものゝ殆んど脅迫に等しき談判に任せ、依然屈せざるに及んで遂に廢業を許可せるも此間實に五時間餘を費せり。斯の如きもの相次で起れり。之を聞知したる予輩が義憤の心は動かざる能はざりき。予は則ち該士官と同行して署長を訪ひ、一は取締規則勵行の方針に就て質し、一は醜業者と警察との間に關する世間の疑惑に就て說きしが、爾後漸く其取扱が簡便に運ぶに至れる事あるを知る。思ふに斯の如きのこと或は多くの警察署に於て見る所にあらざるか。

蓋し公娼の存在に關しては、因襲の久しき、我國民の神經は頗る遲鈍となりつゝあり。甚しきに至りては政府の認むる所なるが故に是なりとして足を遊里に運ぶを以て耻とせざる者あり。警察官と雖も時に此社會的思潮に動かさるゝこと絕無といふべからず。然も此思潮に動かさるゝ時は則ち規則勵行の緩む時ならざるを得ず。而して此規則勵行の緩むの時はさらでだに無視されつゝある娼妓の人權の最も危殆に陷れる時なり。凡ての法規が理想的に勵行せらるゝは決して望み易らず。特に本規則の如き最も其然るものあらむ。故に吾人は必ずしも難きを諸君に求むるものにあらず。たゞ自由廢業の如き娼妓に認められたる權利の行使に關する一點だに敢て遺憾なく勵行あらんことを切望す。是れ實に娼妓が其苦海を脫する殆んど唯一の活路にして軈て奴隷制度公許の國たる汚名を除く第一手段たれば也。呶々の言盡さゞるもの多し。然も一片耿々の志は敢て直言の已むなきに至り、諸君の尊嚴を侵す。されど是れ固より予の私心にあらず、諸君請ふ幸に諒焉。

此罹災者を救へ（下）

廓清會理事　益富政助

◎誤まられたる道德上の罹災者

彼等は又種々の誤りたる道德思想の罹災者である。所謂誤られたる道德思想とは何であるか。即ち親の爲め、兄弟の爲め、又は一家の爲めであるならば、たとへ操を切賣しても敢て差支なきのみか。却て子として正に盡すべき道である、善い事である、感心な事であると云ふ思想であつて、彼等は此誤りたる思想の捕虜となつた犧牲である。若し斯の如き誤つた道德觀念がなかつたならば、彼等の多くは自ら進んで此不幸を招くに至らなかつたであらう。世に誤つた思想程恐るべきものはない。此僞而非道德の如き如何に多くの憐れなる婦女子をして拭ふべからざる汚辱を蒙らしめて居るか、又如何に多くの人の親なるものをして、大なる罪を犯さしめて居るか分らない。

嘗て或處の祭禮に行つた時に、多くの燈籠がついて居る其中に一人の年若い娘を横に臥かして置いて（甚だ申苦い事ではあるが）その娘のお臀の上に膳を据ゑて胡座をかきながら御馳走を食べて居る繪が書いてある。而して其上に、『ひどい親娘の臀で飯を食ひ』といふやうな句を記してあつた。若しも諸君が此等の圖を御覽になつたならば、果してどういふお感じをなさるであらうか。言ふまでもなく、御馳走は座敷に並べ

らるべき筈のものである。食堂で食ふべき筈のものである。食卓の上でなすべき筈のものである。然るに自分の娘の身をお膳として酒を呑んだり、御馳走を食べて居る。之は實に不體裁極まつた禮儀を辨えざる野人と評すべきのみならず、贅にあるが如く、確かにヒドイ親である。吾々の國民の中より如斯ひどい親を出してはならぬ。吾々は斯の如き不心得の親を敎へねばならぬ。大に之を戒しめねばならぬ。然るに社會は從來斯の如き酷い親に對し餘りに寛大である。親の爲めに身を賣つたといふ娘の親孝行に感心するのみで、己れの爲めに身を賣らしむるに至る親の「子不孝」を咎めない。かくて習ひ性を成して娘を賣るといふことを以て左程大したことではないやうに思はしむるに至つた。是は實に大なる道德的缺陷である。

◎自然界に其範を得よ

つら〳〵自然界を見渡すに、草木にしても禽獸にしても其種を結び、其子を育つるは決して其種子、其子をして己れに奉せしめんが爲めに之をなすのではない。無論子として親に孝を致すといふ事は人間の美德である。併し乍ら親として子に孝行を强ふるといふことは決して人間の名譽ではない。況んや己れの爲めに、其子を人非人の境遇に落し、千萬人の笑ひ者となすが如きは、是れ實に人の親として亂暴極まつた事であるのみならず、禽獸草木にすら劣りたる人類界の大恥辱である。故に今後の社會道德は大に此點を高潮して、斯かる不都合なる人の親を敎へ戒めねばならぬ。

支那に於ては自分の娘を娼妓に賣るが如き親をワンパータンと言ふ。ワンパータンとは泥龜の義であつて泥龜は彼等支那人が最も非倫の動物として嫌惡する處の最下等の動物である。即ち子を娼妓に賣るが如き親は最も非倫にして最も下等の動物と同一視するのである。

要するに親に對しては自己の貪慾の爲めに己れの子を犧牲とするの惡德たることは勿論、例令如何なる場合であらうとも我子をして最も恥づべき劣等の稼業を營ましむるが如きは、人の親として決してなすべきことにあらず、是は又男子としての意氣地なしの骨頂であり、人間としては人非人の所業であることを說き。又其女に對しては操の切賣をなし、牛馬にも劣れる行爲をなして一家の爲め又親兄弟の爲めに盡さうといふのは、決して婦人の執るべき道でない。他に何等かの道を求むべきものであつて、操を賣るの罪人となりて、孝行の德を買はんとするものは恰も人の物を盜んで親孝行をしやうとすると同一である。之れは到底功罪相償ふことの出來ない問題であるといふことを了解せしめ、更に又娼妓となつて後に受くべき悲慘なる運命の事や、又二度と生るゝことの出來ないタッタ一度の生涯を、人でなしの商賣に身を落とし有ゆる色餓鬼の嬲り者となつて一生を送るといふことの如何に生甲斐のないことであるかを能く說き聞かせたならば、私は私の實驗よりして之を斷言することが出來る、彼等の大多數は始めよりして此淺ましき稼業に身を委ねなんだに違ひないと。

◎娼妓の爲めに說敎師を聘せよ

此故に私は彼等が初めて警察署に娼妓稼業を出願いたしたる其時、其親に對して此等の道理を能く說ききかせ、又其の本人に對して此說敎を致したい。警察官自身で其が出來ないならば、此等の事に尤も多くの經驗を有し、且つ彼等を愛するの精神の最も强き救世軍士官なり、又は婦人矯風會の淑女達に依賴して此をなすがよろしい。若しも一人の娼妓出願者があつた其の時直ちに救世軍なり、矯風會に電話をかけて說諭を望むと一口云つて貰へば、恐らくは喜んで之が爲めに親切に說諭をし、無垢の婦人をして永く其貞操を保たし

め、善良なる日本婦人として彼等の生涯を全うせしむる方法がつくであらう。之れ蓋し監督官廳の希望にも叶ふことであると信ずる。度々警視廳より御達しになつた娼妓取締規則貸座敷營業に關する規則などを見ると、明治九年二月廿四日警視廳達四十七號にも『娼妓が廢業せんと欲するものは其事由を妨ぐることを得ず常に娼妓をして正業に就かしむるやう注意し云々』の言葉がある。又明治二十年五月二十三日警察令第十號によるも『娼妓を遇するには誠意を旨とし、且つつとめて正業に復せしむる樣注意せよ』とあり。又三十九年七月七日警視廳達第八十號によるも『力めて正業に復せしむるやう注意せよ』との趣意を繰返して居る。是に由りて之を觀るに彼等をして此不正の稼業を去りて正業に就かしめんとすることは、慥かに監督官廳の希望であるに相違ない。然しながら其希望は果してどの程度まで實行せられて居るであらうか。私は敢て六かしい注文をするものではない。只法律規則の文面通り實行して貰へば其でよいのである。若しも力は相應に盡して見るが思ふやうに行かぬので困るといふ譯であるならば、私は一策を献ずる。願くは我廓清會を顧問とするか、又は嘱託とせらるゝがよろしい。山室大佐は遊廓の内に傳道の門戸を開かなければならぬといふ趣意を述べられたが私は更に一歩を進めて、單に救世軍の娼妓を救はんとする運動に妨害を與へないのみか、大に之を補助し、恰も内務省が慈善事業に補助を與へらるゝが如くに、彼等をして能く其目的を達することを得せしむるやう御盡力あつて然るべきと思ふ。要するに當局者にして若し法令に對して誠心誠意を有せらるゝならば必ず斯かる程度迄に力を盡して見ねばならぬ筈であると思ふ。

◎彼等も又陛下の赤子ならずや

之を要するに彼等は種々の意味に於て慥かに罹災者である。憫むべき醜業婦にあらずして救ふべき罹災者

である。排斥すべき惡き女にあらずして、憐むべき弱き婦人である。全部がさうでなくとも、其大部分はさうである。百歩を讓つて其の大部分はさうでないとしても其一部は慥かにさうである。然らば即ち其一部分の人の爲めに丈けでも、救濟の門戸が開かれねばならぬ。畏れ多いことであるが、吾が今上皇帝陛下は民を以て我赤子なりと宣ひ『天下億兆一人にても其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事朕自ら心骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先に立ち』云々と宣ふて居る。實に彼等も亦陛下の赤子である。陛下の赤子が彼處に苦しんで居るのである。悲しんで居るのである。泣き叫んで居るのである。助けを呼んで居るのである。救を求めて居るのである。どうして之を見殺しにすることが出來やうか。之れ吾輩が博愛仁慈なる滿堂の諸君の御助力を仰がんとする所以である。

◎弱者を救ふの喜びは言ひ難し

最後に申し度い事は若しも諸君に一掬同情の涙と、一片義俠の志とだにあるならば、諸君は直に可憐なる同胞姉妹の救世主たるのみならず、實に金錢を以て購ふ能はざる深き喜びを得らるゝであらう。此れは私の小さい經驗よりして御勸め申上げる事が出來る。微力なる私が神と人との力を藉りて、救濟したる處の婦人の中には、目下病院の看護婦となつて病める者をいたはり、苦しめる者の涙をふきつゝ、愛の生涯を送つて居る處のものもある、或は好配偶を得て、平和幸福なる家庭の人となつて居るものもある。或は父母の膝下に歸つて誠の意味の涵養を盡して居るものもある。先達も其一人が手紙をよこして、お母さんが病氣に罹つて居ることを報じ「私は枕邊について看病をしながら、馬太傳何章何節をよんで聞かしたり、讃美歌何番を歌つて喜ばして居ります。而して母の病氣が一日も早く全快するやうに神樣に祈り求めて居ります」と書

いて居つた。クリスチャンでない方々にはこんな事は或は全く無意味であるかもしらない。けれども、それにしても聖書を讀み、讃美歌を歌ひつゝ神を讃美して母の病氣を看護するといふ事は、呑んダクれてラッパ節をうなつて居る前の生涯と同日の論でないことは御了解になるであらふ。又或者は今猶高等女學校に入學させて居るのであるが。先年かやうな賞狀を貰つて參りました。

賞狀

何の某

○○○○女學校

右は一學年間修業の進歩特に著しきを以て茲に之を賞す

明治四十一年三月廿八日

(彼の女は十歳にして母を喪ひ、後又父を喪ひ其後或人の養女となつて居たのであるが、多少みめよき處から其養父は僅か七十圓なにがしで之を某藝者の手に賣り飛ばし、其藝者は又其情夫たる惡漢と共謀して遂に僅か十四五歳の無邪氣なる娘を滿州にまで誘拐して、あはや猛獸の如き貪慾なる惡魔の犧牲たらしめんとしたのであつた)。又一人は近い中に某の女學校を卒業し、神と人との爲めに身を献げんと今其準備中である。

之を要するに私は私の如き罪深き者をして此の如き感謝すべき救のわざにたづさはらしめ玉ひし神の恵みに日夜感泣しつゝあるものである。嗚呼世の中に人を救ひし喜び程大なる喜びがあらうか。之は如何に深き學問も、高き名譽も到底與ふることの出來ない無限の喜悦と慰藉とを與ふるものである。而して若し諸君にして此無限の喜を得んと欲し玉ふならば、諸君は直ちに之を得らるゝことが出來る。所謂遊廓てふ此世の地獄に眼を放て。彼處に諸君の救を求めつゝある同胞姉妹がある。萬斛の血涙を灑いで助けを呼び求めつゝある瀕死の婦人がある。行いて彼等を救ひ給へ。(完)

寄書

公娼廢止論を讀む

淺草區田中町二〇、元由方 巡査 山中三治

遊廓地貸座敷營業上の違則行爲に對しては、正々堂々、公正峻嚴を持し、現行取締法規に因つて嚴重に處分するは、所定の目的を貫徹する所以のものなり。法規の明文は執行官吏の作用に由りて、金科玉條となり、又は徒法空文と化す。兎に角實効の成否は行政警察當局茲に採る所あり、敢て吾人喋々の辭を要せざる也。近時愛國慨世の士は、社會的諸般の事業に隨伴して勃興し、夙に國家の道德風教の委靡頽廢する根本を究めて治療策を企圖し、以而世道人心を稗益し、健全なる國家的觀念、國民的思想の涵養に外的より社會上の組織を改善し、以て献身的に敎化指導せられつゝ、正々の言論を主張し、着々實行を主とせらる現下の狀勢公娼廢止は唱導せられたり。斯くて遊蕩兒は惰眠を覺醒して正業に奮勵を促し、自由廢業を望むものは好機を利用せん。賤劣極まる公娼制度、汚點を止むる花柳の巷は一變し商工軒擔を並ぶる有用の地とならば、道德風敎發達し國家の安寧秩序得て期すべきなり。

顧ふに人道の墮落は原因諸種あるも、外界より感染するものは概ね花柳界を源泉として胚胎し、不良の感化を與ふるは世人一般誰人と雖も敢て一點の疑を容れざる所なり。然りと雖 公娼廢止は其制度の弊、因習俗をなし、積年慣習の惰力遂に今日に至り、強大なる勢力を呈して社會に臨みつゝあり。之を廢止するは實以て難中の難事に屬す。さればとて、存立を維持する事あらん乎、國家の前途多大の障害を忍はざらんとするも能はざらん。公娼は其始に於て樓主と契約し一定の年限出稼を承諾し、相互の關係は表面上權利と義務

に由り成立したり。然りと雖も、不德極まる人身の賣買は其行爲既に野蠻的暴慢なる所業にして、文明人士の斷じて相容れざる所。且つ夫れ萬物の靈長として最も尊嚴せらるゝ人間の生命、身體其物をして直に營利的の用に供し、玩弄物同視して遊興淫行勸誘し、營業上當然の行爲として意氣揚々自得の色あり。現行取締法規の明文は遊興勸誘は其行爲に由り犯罪事實として、警察行政當局嚴重に執行しつゝあるを以て、齊しく吾人巡査として之を了知せり、然れども營業的の觀念最も旺盛なる渠等は、遊興勸誘を以而唯一の目的とし、常に法網を脫して警察眼を掠むるを以て最善の能事とし、自己身體の非行は非行として精神的に意を飜し、卒先して改悛の狀を呈し徹頭徹尾着實なる行動に出づるもの多からざる所以は、畢竟廓內一般の狀況として、一意專心遊興勸誘に從事するの結果各戶の間柄競爭心勃然として起り、人情の弱點は營業取締法規に抵觸する場合も極めて尠からざるなり。而して反則事實をして最も平易ならしむる所以は、營業的性質に起因して顯著なり。

されば弊害を矯正し反則事實を無からしむるには、一に行政警察當局の實務にありと雖も法文の制裁力は甚だ薄弱なり。一部小局的防制策にして外形的なり、表面的なり。大々的公娼制度全廢に對する一大快擧に就ては、重大なる關係を惹くものにあらざるなり。公娼廢止論之れ實行問題なり。根本的制度を廢止するを得る乎。時世の機運果たして識者の要求に適す乎。輿論の勢力果たして地位を占むる乎。吾人は斷言す、大日本國的大勢力は高尙完全なる大理想の表題として、非文明的公娼制度の廢止を除去するに難からざるなり。公娼廢止論を讀み、感慨一片敢て不文を顧みず主張する事然り。

記者曰く、之れある哉、之れある哉。吾人は始めよりして當路必ずや此の如き正論の士なかるべからざるを信ぜり。山中巡査は吉原遊廓關係の巡査なるらし。吾人は全國の風俗警察官中必ずや斯の如き我徒の同志の數多からんことを信ず。（㐂）

雜纂

廓清會發會式

△未曾有の大盛會を見よ
△時は來れり、期は充てり
△日本に於ける廢娼運動史

我廓清會發會式は、豫定の通り七月八日擧行せられ、近來稀に見るの盛況を呈したるが、今東京第一と稱せらる丶新聞紙、東京朝日の傳ふる處を、左に抄錄す。

『吉原遊廓善後策問題を動機として、寄々同志の間に熟議を重ねつ丶ありし、公娼廢止を中心として男女間に貞潔の德を進むるを以て目的とする同會は、一昨八日午後六時より神田美土代町靑年會館に發會式を擧げたり。二階欄干の周圍には紅白の幔幕を廻らし、正面には二旒の國旗を交叉し、式場には淸楚なる裝飾を施せり。定刻より寄せ來る聽衆引も切らず、六時半頃には早や立錐の餘地もなく、座席なき者は窓の周圍階段の上などにまで溢れ、一千數百名に及べり。最初に江原素六氏は簡單に開會の趣意を述べ、且つ會長として島田三郎氏を推薦し、其他の役員を紹介し。益富政助氏會の經過を報告し。其より島貫兵太夫氏挨拶をなし。安部磯雄氏は拍手に迎られて登壇し、「人道問題としての公娼制度」を說き頗る聽衆を動かせり。次に山室軍平氏「不朽の事業」と題し、過日吉原の代表者より妥協の交涉を受けたる顚末を述べて氣を吐き、折柄居合せたる田中正造翁の快辯は時ならぬ花を添へたり。大隈伯は咽喉病にて出席する能はずとて「公人と公德」と題する長篇の論文を寄せ益富氏之を代讀し。最後に島田三郎氏は怒濤の如き拍手に迎へられ、政治法律敎育風敎、各方面より縱橫に現行公娼制度を論評し、九時半無事閉會せり、』

簡單に言へば唯之れ丈なれども、本會の記者とし

て是非書き洩すべからざるは、同夜婦人矯風會の有志が奏樂の勞を取られたりし事。發會を祝するが爲に態々前橋市よりは（言ふまでもなく群馬縣は既に廢娼の實を擧げたる所なり）代表者を送られたる事。戸屋清一郎氏大澤虎雄氏、群馬青年會、伊勢崎盛年會より祝電を寄せられたる事也。尚會の半に安部副會長は立ちて、英國婦人協會々頭より、同會を代表して、尾崎東京市長夫人宛に廢娼運動に關する祝電の到來したる事と同時に別項所載のバンテル女史よりの尾崎市長への來書に就て報告せられたり。

偖此席上に於て益富政助氏の報告せられたる、本會組織の經過は左の如し。

廢娼に關する問題は、明治二十三年の頃島田三郎三宅雄二郎（文學博士）植村正久、本多庸一（監督）押川方義、中濱東一郎（醫學博士）森林太郎（軍醫總監）根本正（代議士）岩本善治、金森通倫、宮川經輝、其他宣教師諸氏によりて唱へられ、廢娼同盟會なるもの組織せられ。東京を中心として、各地に運動を開始し、群馬縣廢娼實行の如きは此運動が直接間接に與つて力ありしなり。然るに年を閲するに從ひ、種々の事情より廢娼同盟會は自滅の悲境に陷り。其後は日本基督教婦人矯風會を中心として、專ら此方面に對する同會の遺業を繼いで運動する處あり。例せば和歌山等に於ける遊廓新設の議に對して反對の聲をあげ、又は四十二年大阪大火に際して新地遊廓移轉問題を提唱し、更に最近に至つては吉原大火を好機として、吉原遊廓廢止の議を唱へ、或は當局者を訪ふて意見を陳述し、或は同志を糾合して遊廓再起否認の請願を爲し、更に各方面に公開演說會を催し、社會人心に警醒を與ふると同時に、該問題に對する輿論の聲を高め。要するに社會風紀の廓清の爲、人倫道德擁護の爲、其ベストを盡し來れり。更に又一面に於ては救世軍を中心として娼妓救濟の事に當り。娼妓の人權を尊重し、廢業を望む娼妓に對しては、一刻も早く此不正の業を捨て、正業に就かむとする彼等の志を勵まし助け、其一士官の如き

は暴漢の爲に毆打の禍に罹りても尙且つ之を意とせず、頻々として救濟の實を擧げつゝあり。近頃に於ては、遠く大阪の遊廓より二人の娼妓逃亡し來りて庇護を求めたるが如き事實あり。如斯にして矯風會及救世軍又基督敎靑年會は各其立場よりして、人道の爲に、正義の爲に、人權擁護の爲に、可憐なる同胞救濟の爲に盡力しつゝありき。

然れども、抑此問題たるや、決して地方的の一小問題にあらず。廣く全國に涉りたる國民的大問題也。而も幾百年來の陋習惡俗なるが故に、此膏肓に入れる病を全治して、人倫道德、社會風紀の廓淸を謀るは是頗る困難なる事業と覺悟せざるべからず。否困難は、正義の爲に爭ひ、人道の爲に戰はんとする、吾徒の敢て厭ふ所にあらざれども、何にもせよ此大問題の解決を見んが爲には少からざる年月を要するが故に、今回有志の者相謀り、玆に廓淸會なるものを起し、組織的に、永續的に此問題の解決に奮勵努力すべく決定せり。かくて去る五月二十四日、初回の創立委員會を靑年會樓上に開き、島田三郞、矢島揖子、安部磯雄、山室軍平、島貫兵太夫、山本邦之助、鈴木文治、矢吹幸太郞、山田彌十郞、橫倉秀子益富政助の諸氏相集ひ、創立に關する相談、趣意書の起草、會則の編成等を議し、其後再三創立委員の集會を開きて、別紙諸君に提供せる趣意書及會則として現れたるなり。

而して愈々本日を以て左の（此所にて發起人の名を讀み上げ）發起人を以て愈々本會の發會を見るに至りぬ。

尙之に加ふべきは雜誌「廓淸」の發行にして、之に就ては警醒社主人の多大なる同情によつて每月一回繼續して發行するの運に至れり。

又本會の經費に關しては、矢島揖子、吉村鐵之助氏、小林富次郞氏、ゴルドン夫人を始め基督敎老人會其他の有志諸氏の助力に負ふ所大なり。

之を要するに本會の運動は其首途に於て、旣に大に祝福を受けたり。其前途の必ずや希望と光輝とに充たんことを信じて疑はざる也。

朝野諸名士と廓清會

(一) 山路愛山氏の意見

△先づ警察を廓清せよ

法の上に於て之を見れば、日本には公娼と云ふ者はない。況んや奴隷をやだ。然るに實際を見れば彼の遊廓は純然たる公娼で、又奴隷の狀態であるが、之は法の罪にあらず、法を行ふ人の罪である。今日の遊廓制度は、取締上便利の爲め場所を定めて娼婦を一所に集めただけのもので、特別なる保護を加へた譯のものではないと思ふ。然るに娼妓の自由は少しも認められず、却つて營業者のみ保護されて居る觀があるのは即ち我輩をして露骨に言はしむれば、今日の警察官は或は己れに税金を拂はせてゐるのではないかと思ふ。然らずんば彼の如く不正業者を庇護する筈はない。一例を擧ぐれば、此近所（愛山氏の居宅は澁谷村にあり）には近頃に至つては殆んど軒を並べて私娼がはびこつてゐる。而も係りの警察官は平然として少しも取締をせぬ。之れ畢竟、營業者と警察官との間に何等かの魂膽なくして、此の如き狀態の此儘にしてありやう筈はないのである。

△人權思想と自由廢業

今日の弊害は法の弊にあらず、法の精神がリアライズされてゐないと云ふ事が弊である。第一役人に人權思想が缺乏してゐる。若し日本現在の法の精神を局に當る役人が、充分に咀嚼し履行するならば、遊廓內の奴隷狀態と云ふものは、忽ちにして改めらるべき筈である。故に該問題に關する我輩の意見を述べよと言はるれば、先づ今日の役人、殊に警察官に對し人權思想の普及を圖らねばならぬ。即ち警察官敎育、之が第一に手を下すべき問題であると答へたい。其と共に、娼妓自身に亦自己の自由を認めしめて、盛んに自由廢業を勸誘する事が最良の手段で

ある。唯當局者の恐る、所は、自由廢業其者にあらずして、之に伴ふて起る弊害である。乍併何事にまれ弊害は勿論伴ふものであつて、全然弊害を除却すると云ふが如きは寧ろ不可能の事だから仕方はない。況んや、娼妓廢業の奬勵に附隨して起る弊害は、他の手段を以て之を防禦する方法も存する事と信ずるのである。

△女郎屋は穢多の一種族ならん

我輩は二十年前に靜岡におつた事がある。今は怎うか知らぬが其頃は遊廓は或る穢多村の近傍にあつた。唯此一例だけを以て論ずるのではないけれども、我輩の考へでは、女郎屋などを營む如き人間は、日本人には違いないとするも、乾度種族が一種異つた者であらう。換言すれば穢多の一種に違いないと思ふのである。今の吉原なども明暦の大火の時に移されたもので、元は築地新富町あたりにあつたと思ふが更に其前に遡つて歴史を調べたならば乾度東京の女郎屋も、昔は穢多村にあつたに違ひない。が、さうであつてもなくても、遊廓は皆穢多村の近所に持つて行くがよい。

△良民と子女と醜業者の子女の教育を分離せよ

嘗て信州の飯山で教育に關する話をした時に、或人が「我輩の處では修學兒童の數が學齡兒童に比較して百分の百だ」と云つて鼻を高うして誇つた事がある。我輩は臍の下で笑止の念に堪えなかつた。抑も百分の百と云ふ數は、社會のあらゆる階級、即ち良民の子弟も不良民の兒童も、全く一緒にして見なければ出ない數である。乾度あの町では藝妓の子供も女郎屋の子供も淫賣の子供も良家の子女と一緒に教育してゐるに違いない。甚だ怪しからぬ話である。不良民の爲には有難い事かは知らないが、良民の爲には誠に迷惑の事と云はねばならぬ。我輩は第一彼等に良民と共に教育を受くる資格を與へない事にしな

ければならぬと思ふ。半玉など、云ふ者と良家の子女と、一緒にする事は教育上以ての外の事である。

△高等教育を受けしむる勿れ、官吏、名譽職となるの權利を剝奪せよ

又全然彼等に高等教育を受くる資格を與へてはならぬ、選擧權被選擧權や、都市の名譽職に彼等をなすと云ふが如き馬鹿げた事のないのは勿論、一體官吏になる資格を全然剝脱しなければならぬ。而して頻りに此善良なる社會から彼等を虐遇して、彼の如き營業は**良心が在つては到底出來ない**やうにしむけて、彼等を猛省せしむる事が必要なりと信ずる。

△人間の價値判斷の標準

常陸山の中學時代に於ける學友で、目下田舍の中學教員をしてゐるものがある。それが東京に來て常陸山を訪ねたら、常陸山は喜んで逢つたさうな、流石に昔の情誼を忘れないのが感心だと或新聞に書いて居つた。更に中學教員が常陸山に曰ふには、偉い君は出世したものだ、我々は這麼つまらぬ身分で田舍にくすぶつてゐるのに、と言つたとか。飛んでもない事だと我輩は嗟歎を禁じ得なかつた。一體裸つ腹で、多勢の人の前に出て藝當をする。眞面目に考へて御覧なさい、洵に奇妙な商賈ではないか。其妙な商賈をやつて公衆の氣嫌を取つて生活してゐる角力と、今日忠良なる國民の幾百の子弟を預つて教育し、所謂次代の國民を養成しつゝある教育家の任務とは、天地月鼈の差到底同日の論ならざるに非ずや。さらば**中學の教員が昔の情誼を忘れず常陸山に逢つてやつた**と言ふならば、即ち聞える。而も常陸山が中學校の教員に昔の情誼を忘れず逢つてやつたと言ふに至つては、新聞記者の不見識、言語に絕する。更に又中學教員たる者が、常陸山と自分とを比較して、多少のお世辭をも加はつてゐるにもせよ、自分の職務がつまらぬ、常陸山が偉いと思つてゐるのは

天下之より不見識極まつた話はないのみならず、自己を侮辱し、否教育其者を侮蔑するの甚しきものと云はなければならぬ。如上の一大謬想が、現代の此亂調子の社會を成してゐる源である。根本的に、完全に、社會を釐革しやうと思ふならば、如此間違つた思潮から改めてかゝらねばならぬ。藝娼妓の問題では同じ事だ、今日の社會は美人だなぞと彼等を買被つて居はせぬか。

△日本人は淫ならざる人種也

由來日本人種は、男子はともあれ、婦人としては頗る貞操の觀念が高い。情慾が少いのに起因するか、若くは情慾を制ふるの力が強いのか。要するに空閨に堪ゆる點に至つては西洋婦人の企及し得ざる處であると信じてゐる。譬へば德川時代に參勤交代と云ふものがあつて、主人は大概一年間江戸に來て、細君は留守しなければならぬ。其間によく日本婦人は空閨を守る事が出來た。元より一二の例外はあつても、そは曉の星よりも寥々たるものであつた。若し如此制度が支那や其他西洋の諸國であつたら、我輩は如何に盛んに婦人の不貞操を現したであらうと思ふ。究竟日本國民は決して淫ならざる國民たるを立證してゐるのではあるまいか。乍去茲に女の弱點と言はんか何と言ふべきか、今日迄の日本婦人が操の正しかつたと言ふのは、そは所謂百年の苦樂夫によるで、婦人に財産なるものが少しもなく、從つて其夫の信用を失し、其夫に捨てられんか、忽ちにして生活の方法を失ふのであるから、其弱點がやがて貞操を嚴守した事の半面の一理由ではあるまいかと思へば心細い。若し漸次女が財産を所有するやうになるならば、即ち一方に於て富むと同時に精神的道德的には貧しくなり、所謂、財産と婦人の貞操とが反比例する虞れがありはせぬか。現に淺ましい俳優狂の痴態を演じてゐる者は多少自由のきく上流の婦人に多い。兎に角廓清會などが出來て所謂廓清の聲を高うする事は世道人心のために喜ぶべしである。

（二）某政論家の説

○廢娼論を一種の社會主義の如く當局者にして見る者あらば、それは大なる誤である。廢娼は正義の聲である。で我輩をして忌憚なく言はしむれば、吉原の火は、神火と言はんか靈火と言はんか、實に恐懼措く能はざる天の默示であると信ずる。今迄は天定まらずして人が勝つたのであるが、最早今日は天地人合同して非人道的の存在物たる公娼の全廢をなすべく、時が充ちたといふ豫兆に外ならぬと信ずる。

○抑も本問題は、日本のみの問題に非ずして世界の問題である。此重大なる使命を持つてゐる日本が、三尺の童兒も尙且つ知るに苦しまぬ明白なる問題を一刀兩斷の下に處決するに躊躇する事はない筈だ。

○公娼廢止論の反對者は動もすれば歐羅巴にすら密娼が行はれてゐるではないかと曰ふ。如此は畢竟道樂者の辯解であつて、吾人は他國にも在るが故に可なりとして滿足すべき理由はない。否進んで廢娼の實を擧げ、他國をして之れが範に則らしむるの大抱負がなくてはならぬ。其位の大理想がなくて、どうして日本が世界の一等國だの、東洋唯一の文明國だのと誇る資格があるか。且又實際に於て公娼全廢を斷行すれば必ずや他國もやがて自ら省みて之を戒め改めて行くであらう。いつ迄も徒に他の模倣のみに腐心し、人の尻ぺたにばかりくつゝいて歩いてゐるのみか、人の尻の穴見たやうな所まで拜むやうにして忠實に之を眞似て行くやうなザマでは誠にハヤ見苦しい話ではないか。

○我輩は此問題に對する當局者の體度を見てゐるに之を劍術に譬へて言へば、いつまでも下段に構へてゐると云ふ風で、始終怖々ながら心配ばかりして、受身になつてゐる弱腰には恐れ入る。ナゼ上段に構へて一打に打伏せないか。意氣地のない話だ。『何の其の巖をも透す桑の弓』思ひ切つて斷乎決行さへすれば、ものは案ずるよりも生むが安いで、存外容易に出來るものなのである。遺憾なのは明治の世に水野越前の守のないことだ、江藤新平卿のないことだ。

歐米人の觀たる日本の公娼

(一) ツンベルグ氏の觀察

此人は瑞典人にして有名なる植物學者リンネウスの門下生なり。博物採集の目的を以て希望峯より、和蘭を經て安永四年長崎に渡來せりと。

大都會にも小村落にも、日本にては至る處淫逸の設けられざるはなし。此處は極めて美麗にして一般に寺院の側に在り(京都の如き妓樓の概ね神社佛閣の近傍に在るを見しものか)此の數多き、而かも特別の官許に依て廣く營まるゝ賣笑婦は果して何れの時に於て始まれるものかと云ふと、安德天皇の女官が糊口の道に窮して淺間しくも耻を賣るに至りしが賣笑婦の起源なりとの奇説をなし、更に曰く『此淫逸の公館の公然其業を營み、政府又之に保護を與ふるの奇異なる現象あるにも拘らず、日本の明敏にして名譽心ある人士が斯る不都合、不道德を咎むるの色なきは實に奇なり。歐羅人も亦此國に來れば、土地の習に同化し、全く日本風となりて節慾を美德とするの風なきのみか、自らも足を遊廓に運ぶを躊躇することなく、大官貴人も此に集りて酒色に耽るを憚らず、日本人に於ては此種の建設物は毫も人道にも道德にも反せざるものゝ如し。予の最も奇しむ所は、此等の娼婦が其賣られて幼時より養育せられし多年の賣笑生活の後・再社會の人となり、往々にして又結婚するも、人之を見て毫も不名譽とせず、全然奇むの狀なき一事にあり。如何に淫逸が此國民の特性なりとは云へ、若し妻の不品行に由て汚辱を蒙むる時は、其不節操を見屆けたる上にて直に之を刺し殺すことを得、去れど此嚴法は女性に關するのみにして、男子は更に之に關らず、公然己れの欲する多くの女性を邸內に蓄へ妾として侍かしむ。

(二) オールコツ氏の觀察

此人は安政五年英國の總領事として日本に來任し、翌年全權公使に昇進萬延元年井伊大老、櫻田の雪を染め、英國公使館の譯官前に斬殺せらるゝといふやうな物騷の年に、大膽にも富士に登山し

て、外人登山の先驅を爲し、翌年公使館が日本浪士の襲撃を蒙むりたる時、自ら銃劍を手にして奮闘したる事もありしといふ。

公娼制度を以て日本の社會患と爲して曰く、法律は兎に角此妓樓なるものを認め、賣淫と買淫との契約を許し居れり。日本にては娼妓は弱年の時より此職業の爲に養育せられたるものにして、輿論は彼等に自由意志あるを認識せざれば、(先年モルフ井ス氏の盡力に依つて始めて自由廢業が認識せらるゝに至りたり。)從て別に之を恥辱とも爲さず、嫖客は又往々にして反て彼等の中より其妻を撰定す。日本人にありては罪惡と德との間に更に踰ゆべからざる區別の置かれざるは如何なる次第なるや。斯くても何女性の純美男性の德義又は家庭の關係に何等の影響を及ぼすことなきや。日本人の道德及び國民生活の基礎に關する思想は全く吾人と異る。其身賣りの汚辱よりして一朝にして純潔なる結婚生活にかへるが如きは吾人をして日本には德と不德との間に何等の區劃なきかを思はしむ。日本の國民性上の缺點に就ては政府は或度まで責任あり。缺點とは主として兩性の關係法律の許す公娼、及び女子の地位是也。此事に就てはこれ迄不見識なる推頌の辯を日本人に與へたるもの多かりし事と思ふ。予はこゝには敢て各國民の道德不道德の比較談をば爲さゞるも、父が女子を賣り、又は時を限りて賣淫に從はしむるとも法律の更に之を咎めざるのみか却て之を保護し隣人之を見て又毫も之を難ずるの色なき此の如きの國は決して健全なる道德の感情を有するものとは云ふ能はざるを斷言するなり。例へば奴隸制度なく、農奴も、家僕も家畜の如くに賣買せらるゝとなしとするも、此國にして賣笑の公然たる律令ある以上は、其家族關係の純潔なるを推斷すること難きものなり。既に純潔の家庭生活にして、之れなしとせんか、進歩と文化の基礎なる國民の品格は缺如せるものなり。或は又然らずんば沒却せられつゝあるものなり。

次號には近年來朝せる外國名士の觀察を載す

英國團體の廢娼運動

都下の新聞紙の傳ふるが如く、英國に於て有力の團體なる婦人協會は、メリー、パンチング女史を協會總代として吉原遊廓廢止に關する抗議書を、今回尾崎東京市長に送致し之が盡力方を懇請し來れり。今其全文を掲ぐれば左の如し。

東京市長閣下。茲に一書を呈し候、そは東京吉原に於ける不幸なる婦人に關するものに有之、吾等は新聞紙上其火災の爲め住むに家なきに至れるを知り隔離せられたる住居に長日月を經或は終生世に出づる事なく、悲慘なる運命に終らんとするを見て轉た哀愁を不禁候。

吾等は閣下が吾等が當國に於てせる如く貴國婦人狀態の向上に關して配慮せらるゝ所あるを熟知致候吾等は殆ど內國的又は國際的の各團體（惡弊を看過する法律に反對致し候）の會員に有之、此等婦人が不良なる制度の下に不幸なる運命を永久に持續すべき狀態に在るを見て恒に焦慮するものに御座候、茲に此家なき狀となれるを機とし幸に自由を得るに至るか、或は依然として舊狀に復するに至るべきか實に痛心に不堪候、此同情の念より閣下に御尋申上候は此際此隔離制を撤廢して純潔なる生涯に復せしむる爲め、敢て一步進められ度希望に不堪候。

閣下の國家及都市に關する盡力に對し、尊敬の意を表し候。

セーン、コプテン、ユニオン
メリー、パンチング

右に就き尾崎市長の意見なりとて『東京日々』の報ずる所によれば曰く『廢娼といふことは主義に於て贊成であるが、今俄かに實行の出來るものでない。私は先づ新宿、品川、千住、板橋の如き往來に面した貸座敷を人目に立たない所に移さねばなるまいと思ふ。而して吉原も今の場所では風俗上善くない事は知れ切つて居る。是も早晚移轉論が勝つ時機が來るだらうと思ふ。云々』

公娼廢止に關する陳情書

左に掲ぐるは先頃日本婦人矯風會總代矢島揖子女史より、平田内務大臣に提出せる吉原遊廓廢止陳情書の謄本也。

遊廓を設置し公娼を許可して白晝に醜業を營ましめ、政府之を俟つこと一般正業の如き我國の現制は文明諸國の奇異なる制度として視る處と奉存候。倫理の上より觀候へば之を絶滅して其跡を遺さゞらしめんこと妾等の宿願にして、多年此點に向いて微力を盡し來り候、或は現代社會の文明未熟にして理想の實現し難き事唯此一事のみならず、故に止むを得ずして此陋習を存するのみ、制度上暫く之を忍ぶべしと論ずるもの有之候得共、現今の公娼は已むを得ずして之を默止するにあらず、却つて之を奬勵するが如き形迹を存し候は蓋ふ可らず、之に種々の景氣を添ふる擧措を公許し、良民も亦足を此地に入るゝを耻とせず、又醜業者が政府の與へたる特權を恃みて他の正業と同一の市民なりと自認し、之が為に幾多餘弊を釀出し、淫風を煽ぎ良民を蠧する等其不良の結果は皆公娼制度の許可より來るものにして、之を止むを得ずして默許すと言ふ可からずと確信仕候。內に於ける不良の制度は溢れて外に對する國辱を招き候こと自然の結果にして、日本に來遊する外人中其正しきものは奇習蠻俗として之を擯斥し、斯の如き醜業を公許し其醜業者に市民の公權を與へ、或は議會に其人の列席するを見て、推して國民の品位を蔑視するに至り、好奇の外人は之を旅行記に載せて日本特殊の異風として世界に傳播し、日本の文明に汚點を加へしめ候こと妾等の平生痛歎する處に御坐候、我醜業婦が海外に出稼をなし、日本特殊の異風なりと世界に輕侮の評を受け、政府も國民も其面目を損すること少からず候は、畢竟單に此事の偶發にあらずして、內に公娼を許し此醜業を耻とせざる一種の陋習が外に向つて此の如き惡影響を生ずる者と確信仕候。

東京市內多年の醜業地點たる吉原の遊廓が近日火災の爲に全燒致候事は、上述の弊害を一掃すべき好機會と存候、元來此業は他の正業と同からず、許否共に政府の隨意に決定せらる可き者にして一般國民權內の正業と其基礎を異にするものに候處、因襲の久き容易に之を廢止する能はず奇異なる陋風を遺存したるものと存候、今日火災の爲に全滅せしは全滅の時機自然に到來せしものにして、再び許可せられざれば永く此醜迹を首都より掃蕩し、以て世界の東京たる體面を擁護するを得べしと奉存候。妹等平素女性に對する侮辱を惱みとし、又日本民族の名譽を保全せんとの宿志を此に吐露し、政府の斷然たる御英斷あらんことを願ひ此に建議仕候謹言。

日本基督教婦人矯風會總代

矢嶋　揖

內務大臣男爵　平　田　東　助殿

情實に囚れたる警察

▼其後の自由廢業

△自由廢業續々

銀座の救世軍本營に就て其後の娼妓自由廢業の情況を聞くに、新吉原江戶町二丁目千代本樓太田みよ方藝名千代春事川島きく(二十九歳)同小稻事吉田りう(二十六歳)の兩人は手紙を以て救世軍本營の助力を賴み置き自分で警察署に出で名簿削除の申請をなしたる後迎へに行つた救世軍士官に伴はれて遊廓を出で。又新吉原京町一丁目第四河本樓河上豐太方藝名櫻木事高橋とよ(二十二歳)は一旦遊廓を脫け出たる後救世軍に賴つて來たので同道して警察署に赴き廢業手續をしてやることゝなつた由。別に地方から飛び出して救を求めたる娼妓の爲め書面にて廢業の手續き中のものも一二人あるとのことである。

△奇怪千萬、新宿署の警視

近頃奇怪千萬に覺えらるゝは內藤新宿一丁目勢州

樓福井方藝名少將事大野かつ(二十三)が廢業したい爲め其助を求め來りたるに對し救世軍からは大校山田彌十郎氏を派遣することになると、新宿署長向井警視は山田氏に向ひ「かゝる惡いことをする婦人を保護する必要が何處にあるか」といふ樣なことを言ひ、本人が是非共此塲で直ぐに廢業させて下されと涙を以て哀訴するにも拘らず無理に二三日考への上にせよと說諭(?)し、それでも聽かぬのを見て、それではせめて明日迄思案して後にせよとて二時間も說き立てたる上、附添ふて來た妓夫をして本人の印を取つて之を何かの書類に捺さしむることゝなつた。本人はそれが何んの書類だか分らぬので甚く心配したが後にてそれは警察署長か一晩だけ本人を新勢州樓(勢州樓の支店)へ泊らせる樣計らひたる爲め、本人をして外泊願を出さしむる必要を生じ、其願書に捺印せしめたものだといふとが分つたのである。

△二度も三度も樓主と打合せ

斯くして本人がどうしても直ぐに廢業を許されんことを求むるに拘らず署長は強て一晩だけ他に宿泊せしむる計らひをなし之を送り還したのであるが、其翌日は更に樓主と打合せの上、或人から向ふ五年の後二百五十圓を拂ふ約束にて身請けしたる體裁に裝ひ、該娼妓を自由廢業ではない、身請けせられて廢業したることにして出で行かしめたといふことである。そのわけは何んでも此勢州樓といふは新宿で名高い大きな貸座敷ゆゑ、そこから自由廢業が出たとあつては他に及ぼす影響が面白くないとの心配から斯かる姑息の手段を講じたものであらうとの評判である由。それにしても警察が娼妓の名簿削除申請を規則通り直ちに聞屆くることはせず、本人の意志に逆らふて強て他の貸座敷に一泊させ、其間に斯かる身請けの形式を裝ふ分別をなさしめたるは、如何に彼等が舊い慣習に囚はれ、遊廓内の情實に拘束せられて、人權の蹂躪を憚らないかといふことを示す事實にて、眞に心外千萬の事といはねばならぬ(本郷生)

廓清會支部の設立を望む

▲廓清會とは何か

廓清會とは何か、之は今更改めて申す迄もない、趣意書と規則幷に我黨の論議を見て貰へば分る事である。併し乍ら、是に更に一つ言を添へて置きたいと思ふのは、公娼廢止の方法は決して彼の現在の制度を破るといふことのみでない事である。否最も善き公娼廢止法は現代の男子、分けて青年男子の中に、一人にでも彼等娼婦を要求する者の無くなる事である。而して實は其時こそ始めて公娼廢止最終の目的を達したものと言つてよい。尤も今日の制度に就ては『論議』欄に於ける諸大家の説に見ゆるが如く男女間の貞潔、節操の問題以外是非此制度を破らねばならぬ理由がある。併し乍ら多くの人々の思ふ如く此問題をば單に貞潔の問題、風紀の問題として考ふるならば、制度を破壞するよりも男子の徳操を高めて娼婦等に近いたり、之に觸れたりする事を、此上もなく耻づるやうにするより善きはない。其故に廓清會の目的が公娼制度を廢すると同時に『推して男女間の徳操を進むるに在る』以上は我廓清會は單に制度廢止の爲に戰ふのみならず、男女間に純潔の徳を植うることに力を盡さねばならぬ。而して男女間純潔の徳を進むる所以の道は、男女が各自(暫く他人の事を措き)其自身の徳操を守るにある。故に諸君、廓清會は單に其意味に於ても今日の社會に是非なくてはならぬ會ではあるまいか。願くは各地有志の諸君が共に相謀りて本會の支部を設け、大に此方面に活動せられんことを希望する。禁酒會があり、禁煙會すら設けられて居る今日、男女間貞潔の徳操を進むるの會が設けられて居ないことは、大なる社會の缺陷であつた。

▲廓清會支部を組織するの手續

右の問題に就て、覺醒せる男女が四五人乃至八九名も出來たなら、早速協議を遂げ、而して各自最寄

りの朋友親族、知人等を勸誘して、少くとも數十名の同志者を得、演說會を催すなり、協議會を開くなりして支部を設け、支部長其他役員を撰み、早速事業の實施に着手せらる丶やう希望する。

支部の規則は地方地方によりて多少事情を異にして居るであらうから、本部に於てはこれ〳〵と指定をせず、御隨意に任せる事に致します。即ち本會趣意書幷に會則に抵觸しない範圍內に於て、自由に作製あらんことを望みます。

▲廓清會事業實施の方法

廓清會の趣意及び目的は前陳の通りです。そこで其事業も之に適當したる事業を實施して貰へばそれでよい。即ち自分自身貞潔の德を守ることが出來たなら、其から先は自分の貞潔を堅固に守ると同時に他人にも貞潔を勸め、一人でも多く同志を增加することを謀るべきである。而して其實施の方法も便宜により如何なる方法によるも敢て差支はありませんが、先づ每月講演會を開き、社會公衆に對して我黨の主張を訴へ、贊成者を募り、又個人勸誘を勸めて一人でも道樂者があつたら直接に若しくは適當の方法によつて之に忠告を與へ、訓戒を施し、未だ全く墮落せざるに之を救ひ、又女郎屋、又は娼婦が其稼業の非を悟つて一軒でも早く悔改めて正業に立ち返るやうに、骨を折る事である。青年男女失敗の原因が多く其貞潔の德を守る能はざるに坐するを思へば此事業たる實に青年救濟上、最大の急務なりと稱しても過言ではあるまい。

▲『廓清』購讀の必要

其から今一つは、本部にて發行する『廓清』をば可成たけ多く購讀せられたい事である、蓋し吾々が、一旦廓清會を組織して世の中へ打つて出ると、勢ひ多くの敵に取り卷かれて戰をせねばならぬ必要が生じて來る。雜誌『廓清』は千百人の敵をも組み臥せ、打破るに足る彈丸である。銃砲である。吾々は會員諸君が、此『廓清』を可成有効に用ゐられんことを希望に堪えませぬ。



◎廓清會の組織

△和歌山新報社說

公娼制度を廢止し、推して男女間に貞潔の徳操を進め、遂に社會風教を改善せんとする目的を以て組織せられたる廓清會は明八日を以て其發會式を東京に於て擧行すべしと云ふ。我社は公娼制度に反對し、十年一日の如く論壇に立ち疾呼して其不可を唱へ、法規、衛生、風教、經濟等各方面より確實なる統計並に實例を掲げ來て辨難論議殆ど餘力を遺さず、我和歌山に於て、縣會に、市會に、屢々置娼の建議なる者提出せられ、時に或は多數を以て議場を通過したる場合にも卓然として健全なる士民の指導者となり、或は縣民大會に訴へ、或は市民大會を開催し、幸に維新更革娼妓開放以來今日に至る迄未だ曾つて我和歌山に遊廓を設置せしめざりき。勿論地方長官の明断なる道義心及縣民の自覺に俟つありしと雖も、我社又私に此際微力を盡したるを疑はず。洵に是全國に於て無比と稱する所以にして、健全なる縣民諸氏と共に人道の最高點に立ちて以て誇りとなす所以なりとす。

廓清會の趣意書の本文に曰く『公娼廢止は制度上の改善なり、爲政者の決心能く之を斷行するを得べく、之によりて良好の影響を社會に與へ、又推して人心の改進を禆くべし。是れ目前事實の問題にして、空想の談理にあらず、公娼は婦女自ら墮落して此に至るもの無きにあらずと雖も、是れ比較的少數にして、彼等の多數は其無智より來る、身を賣りて尊屬の親を救はんと企て、是を以て犧牲の行事と爲す。此の如き古來の謬想に胚胎し強者が弱者の人權を蹂躙し、婦女を物視して之を賣買するの蠻習に外ならず。是私娼が自ら墮落して自ら其貞操を賣ると相異なる所なり。且つ彼等自ら改悛して正業に轉ぜしめんとするも、其自由を得ずして意に反するの淫行を經續す、是又私娼と其狀態を異にするもの。而して國家之を公認して所謂廓制を維持し、貸坐敷業者を他の一般の職業と同視し、醜業より稅を徵して之を保護するの結果、貸坐敷主人は其不義に得たる富力によりて、其醜位地を掩飾し、得々として、社會に飛揚し、甚だしきは公職を帶びて良民を代表するに至る。論者或は此事實の成跡を尤むるも、是れ公娼制度必然の結果にして、原因に一大誤想を有す。此醜陋の事實を現はすも毫も怪むに足らざる也、公娼の制度は昭代の一大汚點なるが故に、斷じて是を廢絕せざる可からず。然ども是れ制度に屬する外的改革の主張のみ、內的進修は別に許多の努力を要す。外的作用內的進修相待て而る後風紀廓清するを得べく、疾を療せんとする者は、內治外療兩ながら廢す可からず。公娼廢止は風紀廓清の外科的一方法のみ。更に進みて男女貞潔の德操を奬めんとするは本會の目的にして、是れ宗教、教育、法律政治等各般の勢力の援を求め、又學術的調査を要する所以なり。』

廓清會の事業は一面は現制度打破と前後策に活動し、一面は諸般の調査をなさんとすると云ふ。古聖曰く德孤ならず必ず隣有りと。我社は二十七議會に於て、多年我社調査の材料を掲げて、大に天下に向つて廢娼論を唱道せんとせしも開期既に盡きて其の目的を達する能はざりしが、今や廓清會の組織に當つて我社亦微力を盡すを惜むものに非ざるを言明するものなり。

◎廢娼如何

△京都日出新聞

公娼制度に取るべき所のものあればとて新たに公娼制度を布んとするは一問題なるが如く、廢娼論に大に取るべき所のものあればとて直ちに公娼を廢止すべきやも一問題なり、蓋し人事は複雜なり、是非利害は絶對にあらず、尺短寸長、誠に概論すべからず。（中略）法律、若くは地方行政によりて廢娼を實行するの事實上容易ならず、法律若くは行政を外にして、民間の事業として直接に効果の見るべきものあるは、救世軍式の自由廢業鼓吹の急進的運動なり、此の運動とても個々的にして包括的なるを得ざるも、多少共に直接の効果あるを疑ふべからず。

（中略）自由廢業も一時は少しく流行し、二六新聞の運動の如きは吉原其の他の遊廓に驚慌を起さしめたるも彼も一時、此も一時、近年は自由廢業は甚だ下火となりたるが如し、而して自由廢業をなしたるもの、所謂正業に就きたるもののなきにあらざれど、又所謂醜業に復するの止むなきに至れるも少からず、自由廢業は稍放鳥に似たるものあり、籠中に馴れたる小鳥は山野に餌を漁るを知らず、籠を放れたるもの又元の飼主の手元に還る、強ひて山野に逐はんには餓死あるのみ、人事往々之に類するものあり。（中略）

しかも、廢娼の實行を疑問とするも、廢娼論の理由には大に取るべきものあり、此の點に於て此の如き空論の行はるゝを歡迎すべき有力なる理由あり、而して吾人の見る所を以てすれば、廢娼の主張及び實行よりも、廢娼論の根據となる理由の鼓吹を以て甚時務に急なるものとなす、制度と思想との後先的順序は時に相轉換するものあるも、大體に於ては思想を先とし制度を後とせざるべからず、一時の制度の時に思想に先んずるあるも思想の能く制度に從ひ來るあるにあらざるよりは、其の制度は廢止に就くか、或は其の効力の薄弱に赴くの外あるなし、故に吾人は廢娼を是認するとするも、制度の改廢に伴ふ社會意識の如何を問ふの甚だ急務なるを信ぜずんばあらず。

廢娼の理由としてのみならず、更に廣く社會の改善進歩の理由として、吾人は婦人の人格の尊重及男子の節操の觀念を鼓吹するを必要なりとす、婦人を道具視して人格を認めず、利己的なる男子中心思想の跋扈する時代に於ては假令廢娼の制度の上に現はるゝも、此の種の弊竇は社會に其の跡を絶つべくもあらず、婦人の人格を認むるも之を劣等のものとし男子の哀憐の下に生活すべきものとなす思想の兩性の間に尚勢力の弱からざる時代に於ては、公娼若くは之に類似する事實の發現するを止むなしとせざるべからず、且や婦人に對しては良妻賢母の要求せられ、男子に對しては良夫賢父の要求せられず、要求せらるゝも婦人に對するが如くならず、婦人の純潔を貴ぶも、男子の放恣に寛にして、社會の男子の節操に對する觀念の全然婦人に對すると相同じからざるに於て、賣主なる娼妓の醜業婦たり、買主なる嫖客の甲斐性者にして敢て醜行漢として賣主同樣の社會的侮辱を受けざるの矛盾を存する、亦甚だ怪しむべきにあらず、故に吾人は婦人の人格及男子の節操を樹立するを以て社會改善の一根本的經綸となし而して婦人の人格の自尊と他重とにより、且男子自身の節操の尊重により改善進歩を社會に促さんには、娼妓問題は自然に解決せんこと、方に是火上の氷の如けんのみ、此の如きは固より容易の議にあらざるも、其の容易ならざるは是根本義たる所以。

記者曰く次號に之に對する短評を載すべし

◎廢娼運動の勃興

△下の關日出新聞

憲政の下に法網をくゞりたる人身賣買の事實に行はるゝは人權蹂躙の甚だしきものにして淫を賣るの娼婦が國家に公認されて白晝横行するなどは文明國の體面を瀆すものなり。世界の一等國と呼ばるゝ日本帝國が婦女の人權蹂躙の蠻行を敢てし、娼婦公許の醜體を晒け出して國辱を天下に流すは抑々外國の侮蔑を招く基にあらずや、婦女も同胞なり、彼をして女子の最も尊ぶべき貞操を破らしむるを強ふるは實に同胞として忍びざる事なり。殊に近時通俗教育や、文藝調査なども行はれ、我國風俗の缺點を補うて是を矯めんて欲する場合に公娼を廢止せざるは社會政策上の大矛盾なりとて、東京に於ては大隈伯、島田三郎江原素六、小崎弘道などの諸氏發起となり、公娼廢止の目的を以て廓清會なるものを起し或は演説に或は出版に雜誌に種々なる方法を以て社會の輿論を喚起して政府に請願する所あらんとせり。頃日全國の各新聞及有志に向つて檄を飛ばせり。

◎雛妓禁ずべし

△讀賣新聞　清明風月樓主人

電燈や瓦斯の光が煌々として輝く間にパッとした華手な模樣の衣物を着て、其の長い振袖を飜へしつゝ胡蝶の如く舞ふ少女の姿は、誰の目にも厭やな筈の有ろふ理窟は無い。

併しながら、此の瞬間の娛樂の爲に、人間の一生を犧牲に供して占まふのは、如何にも穩かならぬ話で有る、我輩は雛妓禁制論者として茲に其の主張を徹底すべく、社會の努力を希望し度いので有る。

國家が未成年者の保護に任ずる義務の有ることは、今更いふ迄も無い、さればこそ、法律を以て酒を禁じ煙草を禁じ、又た行政上の手心を以て讀物の撰擇にも干涉し、或は外國邊では活動寫眞觀覽の資格をまで、彼れ是れ制限するに至る次第で有る。

然からば何故に年少の女子をして、男子の飜弄に委せしめ、恰るで淫亂學研究生とでもいふべき境遇に擠れ、其の心身を擧げて人間社會の廢たれものに了らしめるので有るか、是れ實に少年保護の政策から見て、到底合點の出來無い一大矛盾と曰はればならぬ。

文部省でも、警視廳でも、不良少年の輩出に付きては、少からず神經を勞しつゝ有る、而して雛妓といふ制度の爲に、花の如き少女が片つ端から公然墮落しつゝ有るのを見ても、怪しからんとも心外だとも、ウンだともスンだとも曰はずに、ケロつとして居る、彼等は人の子を賊ふとは、本來如何なる意味のことで有るか、克く了解して居無いと見える。

尤も雛妓を聘して興を呼ぶ所の客其者に於て、之が爲に非常な實益を收めるといふ次第ならば、多少斟酌すべき點が有るかも知れ無い、併し生憎开んな實益は一つも無いのみならず、却て之れが爲に少女の純潔が蔑視する習慣を造り、延いて婦人の貞操を頭から茶化してかゝるよふな惡るい癖を養ふ結果を見るので有る。

要領は先づザッと右の通り理窟は極めて簡單明瞭で有る、かるが故に、我輩は雛妓禁制の速かに行はれんことを勸告する者で有る。

◎健全なる發達を望む

△中國民報

先づ本會の趣意を詳述し後曰く余輩はその健全なる發達を望むと同時に當地の如く比較的に婦女子の德操の觀念薄き地に早く支部を設置し救濟改善の實を擧げられんことを望む。

TO ABOLISH LICENSE SYSTEM

GREAT MEETING TO PROMOTE CRUSADE AGAINST THE YOSHIWARA.

A great lecture gathering, held for the purpose of introducing to the public the new organization of the Kakusei Kai, or the Association for the abolition of the licensed quarter system, was held last Saturday evening at the Tokyo Y.M.C.A. Hall, Kanda. Mr. Shimanuki, organiser of the Students' Self-Supporting Association, presided, assisted by Mr. Ebara, Mr. Masutomi, Secretary of the Japanese Railway Y.M.C.A., Prof. Abe, of Waseda University, Mr. Yamamuro, of the Salvation Army, Madame Yajima, President of the Japan Women's Temperance Association, Mr. Shozo Tanaka, ex-M.P., and Mr. Shimada, M.P. Mr. Ebara was the first to speak.

MR. EBARA'S ADDRESS.

They had not opened the meeting, he said, expecting to be carried away by sudden feelings of grief or indignation.

"The licensed quarter system is indeed extremely bad, but let me remaind you that Japan has had a beautiful custom which well illustrates the point how our people abhor anything unjust. Once there was a son of a wealthy family, who reached the marriageable age and he was recommended to be engaged to a girl, who was afterward found to be an illegitimate child. The youth decidedly refused the proposal. Of course to reject or not reject the girl is another question. But the evil act which gave birth to the girl is to be condemned.

"With such conviction, I hope you will show your profound sympathy with our movement. If I am permitted to add a few words, let me assure you that there is a great difference between 'is difficult' and 'can not.' This is certainly a question of difficulty, but not that of impossibility. I conclude by emphasising that assiduity and exertion will enable us to succeed in the movement."

Mr. Masutomi made a report on the work of establishing the Association.

PROFESSOR ABE.

Professor Abe said that he recently saw on a paper that a woman purposely divorced herself and nursed her old mother during her illness. This has been regarded as a deed of filial piety. If this story is true, he thought it represented the Japanese idea of morality. "To care tenderly for parents is good. But if you say that if the end is noble, any means is acceptable, you are greatly mistaken. What is often said, 'the end justifies the means' is not always true. As the end is noble, the means, if a little bad, can be acceptable is altogether ethically wrong.

"Why do we loudly cry for the abolition of the licensed quarter system? "Some say the preservation of this system is essential from the standpoint of the sanitation of general public, and some others say that this system is important from the standpoint of the public discipline. But all such opinions are erroneous."

Mr. Abe sincerely hoped that it would be understood that a particle of existing evil injures the whole, which is made up of many particles. This system is slavery. The reason "why" can be easily given.

It is a mistake to save the larger part at the expense of the smaller. In ancient times there existed a custom, "hitomigoku," or human sacrifice, which was also intended to save many lives at the expense of a few. But in the enlightened twentieth century, when a man has his own right, it is absurd to sacrifice a single life for the sake of others.

This system can not be abolished in a day, it is true, but it is a plain fact that our agitation carries the movement a step farther toward success. Henry Ward Beecher, one of the most famous preachers that

the world has produced, had a church in Brooklyn. When he once had a chance to buy the freedom of a slave-girl from the hands of her master, he had the fugitive stand on the platform and made an appealing address and said to the assemblage that if a diamond ring was presented before the altar, this pitiable girl could be set free. And it is said his speech brought forward ten times as much as the value of a diamond ring.

Public morality and sanitation are questions to be solved later in regard to this problem.

Just consider the emancipation of slaves in the United States. Did they give up the attempt by saying this would affect the cotton plantations? No, they first solved the greater question of the emancipation of slaves. The attempt has been fulfilled because they thought the question of humanity was greater than the question of the cotton plantations. So is it with the solution of this question now presented before us. Putting aside the question of sanitation or others, must we first of all, solve the question with this conviction.

"COLONEL" YAMAMURO.

Mr. Yamamuro said that a few weeks ago a man representing the infamous houses in the Yoshiwara called upon him at the headquarters of the Salvation Army and asked him to relax the movement for the abolition of the system. He said he wished us not to distribute to the women in the licensed quarters the papers that advise them to give up their living in such places. But the Salvation Army, he said, would be unworthy of existence, if it only yielded to the words of a man from Yoshiwara, instead of trying to have him give up such an evil business.

If there is a place where the meaning of loyalty and pilial piety is misused, it is found in the licensed quarter. The poor women think it loyal to their masters to disgrace themselves and earn money for their masters, and that it is filial, in such cases, to lead a life of shame.

Mr. Yamamuro was firmly convinced that it is an immortal enterprise to abolish the immoral system. For this reason he would congratulate the Association on its birth.

In conclusion he gave four points as to the crusade against the system:

1. To fight against the system as an eternal question.
2. To face the question not with a negative, but with positive attitude.
3. To solidify the center of the movement.
4. To work in harmonious co-operation.

COUNT OKUMA.

Count Okuma could not attend the meeting because of a slight throat trouble, but Mr. Masutomi read a paper from him.

MADAME YAJIMA.

"I stand before you not to speak difficult things with which to perplex your heads."

Saying this Madame Yajima showed the audience a box containing ten thousand small pieces of paper on each of which is written: "The abolition of the Yoshiwara is disired" and signed by some one of the people of Japan. She concluded by saying that she wished her compatriots to lend her their assistance to bring the movement to success.

Mr. Shozo Tanaka and Mr. Shimada also spoke on the abolition of the system, each assuring the audience of the ultimate success of the movement. (Japan Times).

其他、ヂャパン、アドロタイザー、ヂャパンメール等の外字新聞を始め大阪朝日其他の各地新聞は本會の發會、組織等に付、能く報ずる所ありしのみならず、或二三新聞の如きは、本會の趣意書を其儘數日に亘りて轉載せるもあり。吾人は決して時の非にあらざるを知る。

來翰一束

▲東京市參事會議員渡瀬寅次郎氏より

拜啓、時下益々御清適奉賀候、過日は御懇書に預り早速御返事可申上筈の處、繁雜の爲延引御海容被下度候、偖、御申越の趣旨には至極賛成に有之候間會員の中へ御加へ被下度願上候、尚先日御話申上候樣なると（遊廓と風儀に關する事實談）は何時にても申述べく候先は乍延引右申上度如此御座候、大なる御成功の御盡力に伴はん事を乍陰祈居候敬具。

▲前橋市松宮彌平氏より

拜啓、廓清會組織御發表相成會則御送附被下難有奉存候、喜んで御讃同申上候、御承知の通り本縣は全國唯一の廢娼縣に有之、微力ながら小生共同志相携へて此主張の爲めに致居候こと二十年、今回貴會の發會を見るに至りたるは實に痛快の至に不堪候、本縣には同志のもの組織いたし居候群馬靑年會なるもの有之、常に島田三郎先生などの御助勢を得て活動仕居候ものに御座候、爾來氣脈を通じ主義の爲め協力相働候樣仕度存候、又縣下には多數の同志も有之候へば貴會へ入會するものも多數可有之と存候、また是非入會仕候樣仕度存候、（七月六日）

▲和歌山新報主筆安江稻次郎氏より

拜呈、廓清會趣意書一括及雜誌「廓清」正に受取申候、廓清は市會議員幷に縣會議員に配布仕度百部御寄贈相願候、會員も百人位出來可申候、尚當地には維新以來娼妓無之全國の摸範市たるを御記臆相成度候、他との比較材料多々有之候に付追々御送可申候、草々敬具（七月十三日）

▲北海道旭川實業家田中喜代松氏より

拜啓、今度廓清會なる公娼廢止運動の永續的のもの成立致候は實に嬉しく喜ばしくて堪らず候、日本文明史上、特筆すべきもの、一大進歩と存候、貞操は實に家庭の根本、民族發展の基と存候、僕は嘗て旅順に於て二百三高地見物の馬車上に於て、兄と物語りし事もありつるが、何つも人道の根本に着眼せられ奮闘せらるゝを見ては心より快事の至りに不堪候、幸に前途の爲め十二分の御自重を祈るや切に候、小生は尊書拜見直に、ピヤソン氏夫妻を訪問し其成立せる規則等語り候處、ピヤソン夫人の如きは兩手を打つて、嗚感謝感謝と叫び候、尊書をも一讀の上寄附のことを話し候處喜んで、毎月金壹圓宛寄附しますと申候、急がば廻はれにて候、五十年位の後には全廢し得べきか、其れとも攝理と國民の覺醒次第にては十年か二十年位にてなし得るか萬事天の意に托し人力を極むべきものと存候右喜びの餘り亂筆不取敢申上候（七月七日）

▲長州「地方靑年」主筆生田虎造氏より

廢娼運動益々御奮闘の段心地よき迄に御同情申上候、已に本縣にても先日娼妓の投身有之候、夫れは熊本縣の娼妓にて候ひしが樓主の虐待酷遇に堪え兼れ、年期を問ひたるに、終身と答へて空嘯き、警察でも知らぬ顔の半兵衛なりし由にて、最早此上は死を以て解決せんと玄界灘へ投身致候處、幸にも救助せられ候、事實は只是のみに候へ共、其一伍一什に至りては實に血湧くの感奮を催さしめ候、あゝ先生如何にしてか如此奴隷を救ふを得ん一體今の警察の方針が私共の氣に喰はず候。娼妓の云ふ所は一も二もなく沒却して只管樓主の歡心のみ買ふて居候。されど我等は律法には隨ひつゝ是非共此人類の大問題を勝利の内に解決致度と存候。早々。

彙報

●婦人矯風會大會

日本基督教婦人矯風會の第十九回大會は昨日から我京都に於て開かれた、新築の木の香も失せやらぬ同志社女學校内の會場には國旗と會旗が飜へり場内には京都の會員や全國各地の會員を代表した二百名餘の夫人令孃達で一ぱい、來賓席には大森知事、谷本、桑木兩文學博士、原田同志社長、中瀬古牧野兩同志社教授、湯淺圖書館長等の顏が見へる、宗教的信仰に養はれた氣品の高い婦人の多い爲か、この暑さにも拘はらず場の空氣は何となく清々しく瀟洒な彩りを以て滿たされてゐる、嚴な祈禱會で會は開かれ本部書記井深花子の出席會員點呼及び報告があり矢島會頭から大會執行委員の選定があつて祝辭演説に移り大森知事は司會者富森ゆか子女史の紹介で壇に起ち我日本の民俗には昔から婦人を尊重するの美風があつたなど婦人會に對する希望を述べ、谷本文學博士は現代婦人の新傾向とも云ふべき題にて歐米漫遊中の見聞談を試み婦人の使命が家庭内にあるとを諭し桑木文學博士は現代の婦人は慈愛に滿つ才智を有し道德的の摸範を示して所謂良妻賢母ならざるべからざると同時に又男子をして良夫賢父たらしむるやう絕へず鞭韃と刺擊を與へざるべからずと誨へ牧野牧師は市内の基督教會を代表して祝辭を述べ是れ等來賓の演説が了ると東京本部から態々酷暑を冒して出張せられた會頭矢島揖子刀自は一場の演説を試みられた、黑の眼鏡をかけ紫の袴を穿いた質素な身裝で當年取つて七十八歲の老女丈夫、其の活々した元氣な態度、優しい中にも力の籠つた朗らかな聲音、何うして八十所か五十そこ〳〵位ひにしか見へない、昨年矯風事業視察のため單身歐米漫遊を試みられたのも御尤もな次第と肯かれる、刀自は明治十九年日本に本會の出來た事から今日までの苦心した經歷の一端を述べ、お轉婆的の飛んだり跳れたりする會合なら會員もモツと澤山に出來るであろうが家庭の平和と圓滿を期し良妻賢母としての天職を全ふし兼れて婦人の地位を向上し社會の風儀を改善したいと極めて地味な而も遠い目的を以て生れた本會のとであるから、本會に入會し此席に集まらるゝ婦人方は眞の愛國者でなければ可けないのであるとて會の主旨を訴へ世の誤解を解くとに努め會員諸君は平生實行の上に此の主旨を示して世の多くの婦人達の摸範とならねばならぬと懇々自分の娘にでも諭すが如く其の心から湧き出た熱心な言動は並み居る一同をして思はず感に入らしめた其處へ少し遲れて來た蟹江市視學は市長代理として祝辭を朗讀し石黑牧師の感謝の祈禱があつて式を畢つた、其れから撮影があつて會員同志の樂しい交驩の幕が新築の平安寮内で開かれた正午の茶話會及び午餐會は又一入の打解けた樂しい團欒の席で高島屋寄贈の團扇が手に手に動かされてゐた(京都日出)

●萬龍に借金の談判

△墮落せるぼんたの伜

本鄕區本鄕四丁目に住む鹿島淸兵衛の長男淸一(十五)は、不良少年の群に入り、近頃は母ぼんたの以前の知己を便り處々より金錢を強請し歩き、去る九日には赤坂の花月より春本

の萬龍を呼出し金を借り受けんとしたるも、豫て母より注意ありたるより跳ね附けられたるより、伊井河合堀越等へ訪れ行き金錢を強請したるも、何れも體よく跳ね付けられ、去る十日夜淺草公園ロハ臺に眠り居たるを引致されて、前記の次第と判明し、父清兵衛に引渡せしが、清兵衛は涙ながらに同人を感化院に入院させたり。(國民新聞)

記者曰、諺に瓜の蔓に茄子はならぬと云ふ通り、遺傳とは獨り肺結核や癩病等の事ばかりを云ふのではない、娼賣によつて客を欺き魅かして、不義の利慾を逞うせんとする彼等に此子があるのは何の不思議もない事だ、子を愛するは人間の情否動物の通有性であるなら、親たるものは大に鑑みなければならぬと共に、之によりても藝娼妓等の稼業を營む者が、速かに此禍なる稼業を捨てゝ、正業に就かん事を望まざるを得ぬ。

●藝妓と云はれて

△硫酸を仰いた可憐な少女

本所表町六十二下駄籐表職山岸平吉養女お稻(十五)と同町同職鈴木お倉の[illegible]女お藤(十五)の兩人は平素姉妹のやうに交はる仲よしなるが、十六日の賽日に打揃つて淺草公園へ遊びに行きたる際、お藤はお稻の晴着の明石の矢飛白、絽の帯と云ふ粋な姿を見て何氣なく『マア好いこされ藝妓のやうよ』と羨ましげに賞めたるに、お稻は却て侮辱されたものと思ひ、その夜歸つて泣き明かし、十七日朝臺所にて工業用の硫酸十五瓦を服用し苦悶し居たるを、父が發見して直に醫師の手當を加へたる爲め幸ひに生命に別條なし(萬朝報)

記者曰、若し現代の日本婦人にして此少女お稻のやうに感覺が鋭敏だつたら、吾々の提供せる問題の如きは既に疾うに解決してゐたであらうし、醜業婦の災害も決して今日のやうに酷くはならなかつたであらう。

●洲崎遊廓の海嘯

△壓死、溺死、行方不明無數

七月廿六日曉一時、暴風雨、東京を襲ふ、猛威刻一刻に加はりて二時頃は其絶頂に達せり加ふるに東京灣頭の激浪は海嘯となり夜半遽に夢破られて逃るゝに途なく死者傷者數知れず、近來稀なる大慘事を演出したり。午前一時頃洲崎辨天町二丁目の河岸通なる高き堤防長さ三百間ばかり海嘯の爲に破壞されて廓内忽ち海と化し深さ六尺に及ぶ加ふるに風威益す猛烈となりたれば、二階三階の妓樓は凄まじく鳴動して、見る見る倒潰し家族、娼妓、遊客の壓死するあり、二三階より飛降りても、下は一面の水なれば逃るに途なくて溺死を遂ぐるもあり、屋根を破りて潜り出でても行場なくて迷ひ居るもあり、慘狀實に目も當てられず、辨天町一丁目新遠江樓(太田筆吉)、新大河樓(野崎ため)、荒川樓(荒川いし)、新荒川樓(荒川米吉)、大野樓(大野萬吉)等皆な倒潰し、新遠江樓にては家族、娼妓、遊客を合せて實に廿一名の壓死者溺死者を出せり、其姓名左の如し

主人太田筆吉(五十六)▲妻おさよ(四十二)▲娘おのぶ(二十二)▲姪おかれ(八)▲娼妓いろは事梅田お芳(廿三)▲同千鳥事高橋德代(廿)▲同小花事細屋お志保(廿一)▲同君江事水野お常(十九)▲同小さん事道間お喜和(廿四)▲同瀧川事羽瀧お智乃(廿五)▲同幾代事西澤お光(二十七)▲同松山事難波お久(廿)▲同緣事花澤お德(廿七)同櫻木事長谷お龍(廿三)行方不明▲同濃衣事伊藤お菊(二十二)▲同千山事横山お松(廿二)▲同葛城事舘お米(廿三)▲鴇母加藤お秋(三十六)▲住所不明の客二名(廿二三歳と廿七八歳)

嗚呼、天の惡所を禍すること何ぞ夫れ甚だしき。吾人亦何をか曰はん。恐懼、恐懼。

本部たより

●本會經營に就て御同情被下候向、少からざるは感謝の至りに堪へず候。申す迄もなく餘りある資金を以て始めたる事業にも無之候へば、困難は覺悟の前に候。併し此大切なる國家問題、人道問題の解決のために、軍資金を供給し玉ふ人あらば、之れ吾人の謹んで拜受する所に御座候。のみならず、何卒有志諸氏の、御助勢を仰ぎ度き所に御座候。

●後藤遞信大臣母堂を始め、東京に於ける貴顯の御老人方の組織になる老人會にては、毎一ヶ年金百貳拾圓を寄附せられ。英國婦人、ゴルドン夫人は毎號本誌三百部を購求、廣く社會に頒布せられ。ライオン齒磨本舗小林富次郎氏は、一ヶ年金壹百貳拾圓を本會のために寄附なし被下候。茲に謹んで感謝仕候。

●山中巡査の投書は痛快な文字に候。記者は何等修飾する事なく、原文の儘掲載する事さ致候。尚恐く仝氏さ同じ意見を抱懷せらるゝ巡査諸君も、決して尠からざるべく、大に遠慮なく發表あらんことを希望致し候。單に巡査のみならず警部、警視、警視總監、警務長、警保局長、大臣等の意見も聞き度きものに候。

●單に吾等は警察の職にある人々の意見を望むのみに止らず。凡て官吏の任にある人々の意見の發表を希望するものに候。頃者或人鐵道院の勅任技師長尾半平氏を訪ふて、『藝妓は何うしても現代の必要物だ』さ言ふや、氏は憤然言下に之を斥けて曰く。『人を馬鹿にしては可かぬ。成程今日の此社會には必要であらうが、這麼社會は果して永續せしむべき社會であらうか。ネープルスの博物館にある秘密室(記者曰ウエスウユース噴火の際の遺物にして淫猥見るに堪えず今尚女子の參觀を許さず)を見た者はあれが羅馬帝國を滅した病根である事を氣付ねばならぬ』さ語られし由。思ふに斯の如き高き見識を有する官吏決して少なからざるべし。謹んで諸氏の意見を承り度きもの也。決して遠慮すべきに非ず。

●要するに、我徒の事業を完成し此大目的を達せんが爲には、畢竟するに輿論を起し輿論の勢力を作る事が、先以て第一の急務なり。就ては會員諸君が何卒一人にても多くの同志を糾合することに、御盡力被下度きものに候。

●原稿輻輳、本誌に掲載し度くして能はざりしもの多く、芝の荒木三雄氏の投書の如きも其一に候。記者は此投書に對して批評迄書き認め候へども、餘白なく遺憾に候。多分次號に掲載可致候。炎暑の候御自愛專一奉祈候。

廓清　毎月一回一日發行

定價表		
一冊(一ヶ月分)	金拾錢	郵稅五厘
六冊(半ヶ年分)	金六拾錢	郵稅三錢
拾貳冊(一ヶ年分)	金一圓十錢	郵稅六錢

◎御注文は一切前金に發賣元へ願上候
◎郵券代用は一割增振替貯金貳錢增

廣告料		
等級	一頁	半頁
特別	金拾圓	金六圓
普通	金八圓	金五圓
一回分		

明治四十四年七月卅日納本
明治四十四年八月一日發行

東京府下大久保百人町百卅八番地
編輯人　益富政助

東京市京橋區南鍋町一丁目一番地
發行兼印刷人　伊庭孝

神奈川縣川崎町砂子百八十五番地
發行所　廓清發行所

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地
發賣元　警醒社書店
(振替東京五五三番)

大賣捌　東京堂、東海堂、北隆館、至誠堂

1—152

基督傳
博士ニコル著　柏井園譯
定價｛上製壹圓　並製七拾錢
郵稅｛上製拾貳錢　並製八錢

靈性の危機
植村正久著
定價四拾錢
郵稅六錢

我懺悔
伯トルストイ著　加藤直士譯
定價四拾錢
郵稅六錢

小說 寄生木
德富健次郎著
定價｛特製貳圓　並製壹圓五拾錢
郵稅各拾貳錢

求安錄
內村鑑三著
定價參拾錢
郵稅六錢

萬國興亡史
松村介石著
定價壹圓五拾錢
郵稅拾貳錢

宗教坐談
內村鑑三著
定價參拾錢
郵稅四錢

伏屋の曙
座古愛子著
定價四拾錢
郵稅六錢

後世への最大遺物
內村鑑三著
定價拾五錢
郵稅貳錢

フレーベル 人の教育
ハウ女史譯
定價壹圓五拾錢
郵稅拾貳錢

警醒社書店
東京京橋尾張町
振替東京五五三

信仰の友
植村正久著
定價參拾錢
郵稅六錢

星野光多著
基督教談叢
（日毎の教）
定價七拾五錢
郵稅八錢

星野光多著
基督教思林
（日毎の學）
定價七拾五錢
郵稅八錢

星野光多著
基督教通觀
（聖日の友）
定價壹圓
郵稅八錢

トルストイ伯著
加藤直士譯
トルストイの人生觀
定價五拾錢
郵稅六錢

留岡幸助著
二宮翁逸話
定價五拾錢
郵稅六錢

松村介石著
修養錄
定價四拾錢
郵稅六錢

德富健次郎著
順禮紀行
定價五拾錢
郵稅八錢

內村鑑三譯
英和對照 愛吟
定價拾五錢
郵稅貳錢

博士デビス著
新島襄先生傳
定價壹圓
郵稅拾貳錢

留岡幸助著
二宮翁と其風化
定價四拾錢
郵稅六錢

德富健次郎著
ゴルドン將軍傳
定價五拾錢
郵稅六錢

警醒社支店
東京本鄉春木町



髪の油は、何を用ふ可きか？は 現今男女の最大問題なり

△邦家の前途を憂ふるは、豈たゞ政治家、官吏、軍人のみならむや、邦家を愛する商工家も亦自己の利のみを考慮せず、舶來品に優る純良品を精製販賣し、邦家を益する獻身的事業をなすの覺悟なかるべからず。

最良髪油みやけ油は發賣以來數年を經過し、其の品質の精撰に苦心し、改良に改良を加へ學理の應用に依り純良品となしつゝあり。故に宮内省御買上の光榮を得しのみならず、紳士淑女は勿論、全國各地、海外より注文續々至り、其製造に忙殺されつゝあり。近時みやけ油の名聲高まりしを羨み、四方の奸商は粗惡なる類似品を市場に續出し、顧客に粗惡品を賣附け、顧客は品質の良不良の判別に迷ひ、知らずして粗惡品を用ゐ、大切なる髪の衛生を誤る者多きは、嘆息の至りなり。茲に於て告白す。みやけ油は舶來品防遏の目的を以て生れ粗惡品退治の急先鋒にして邦家の必要品なれば、精々弊店の誠意を助力奨勵したまひ、人形町の最良髪油みやけ油を用ゐ給へ。

營業品目

香ナシみやけ油、香入みやけ油、優等みやけ香油、スキ油、ビンツケ、洗粉島ノ春、島椿、みやけ洗粉、スミ拔洗粉、粉末石鹸、洗濯用品等好評嘖々

東京市日本橋區人形町通
みやけ油製造元 木村三宅堂
電話浪花 六二一〇番
振替口座東京 八七五一番

（明治四十四年七月十八日第三種郵便物認可）（明治四十四年八月一日納本）（毎月一回一日發行）